

- 道路交通法（昭和三十五年法律第二百五号） .....
- 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第二百三十一号） .....
- 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号） .....
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号） .....

道路交通法の一部を改正する法律 新旧対照条文

○ 道路交通法（昭和三十五年法律第二百五号）（現行規定は、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案による改正後の規定）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

目次

第一章～第五章 (略)

第六章 自動車及び原動機付自転車の運転免許

第一節 (略)

第二節 免許の申請等（第八十八条～第九十一条の二）

第三節～第四節の三 (略)

第五節 免許証の更新等（第一百一条～第一百二条の三）

第六節～第八節 (略)

第六章の二・第六章の三 (略)

第六章の四 交通の安全と円滑に資するための民間の組織活動等の促進（第一百八条の二十六～第一百八条の三十二の三）

第七章～第九章 (略)

附則

(定義)  
第二条 (略)

3 この法律の規定の適用については、次に掲げる者は、歩行者とする

現 行

目次

第一章～第五章 (略)

第六章 自動車及び原動機付自転車の運転免許

第一節 (略)

第二節 免許の申請等（第八十八条～第九十一条）

第三節～第四節の三 (略)

第五節 免許証の更新等（第一百一条～第一百二条の二）

第六節～第八節 (略)

第六章の二・第六章の三 (略)

第六章の四 交通の安全と円滑に資するための民間の組織活動等の促進（第一百八条の二十六～第一百八条の三十二の二）

第七章～第九章 (略)

附則

(定義)  
第二条 (略)

3 この法律の規定の適用については、次に掲げる者は、歩行者とする

一 (略)

二 次条の大型自動二輪車又は普通自動二輪車、二輪の原動機付自転車、二輪又は三輪の自転車その他車体の大きさ及び構造が他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当する車両（これらの車両で側車付きのもの及び他の車両を牽引しているものを除く。）を押して歩いている者

(通行区分)

第十七条 (略)

2 (略)

3 二輪又は三輪の自転車その他車体の大きさ及び構造が自転車道における他の車両の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当する車両（これらの車両で側車付きのもの及び他の車両を牽引（けん）しているものを除く。）以外の車両は、自転車道を通行してはならない。ただし、道路外の施設又は場所に出入するためやむを得ないときは、自いときは、自転車道を横断することができる。

4 (6) (略)

（罰則 第一項から第三項まで及び第六項については第百十九条第一項第二号の二 第四項については第百十七条の二第六号、第百十七号イ、第百十九条第一項第二号の二）

（急ブレーキの禁止）

第二十四条 (略)

一 (略)

二 次条の大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車、二輪の原動機付自転車又は二輪若しくは三輪の自転車（これらの車両で側車付きのもの及び他の車両を牽引（けん）しているものを除く。）を押して歩いている者

(通行区分)

第十七条 (略)

2 (略)

3 二輪又は三輪の自転車（側車付きのもの及び他の車両を牽引（けん）しているものを除く。）以外の車両は、自転車道を通行してはならない。ただし、道路外の施設又は場所に出入するためやむを得ないときは、自転車道を横断することができる。

4 (6) (略)

（罰則 第一項から第四項まで及び第六項については第百十九条第一項第二号の二）

（急ブレーキの禁止）

第二十四条 (略)

(罰則 第百十七条の二第六号、第一百十七条の二の二第十一号口、

第一百十九条第一項第一号の三)

(罰則 第百十九条第一項第一号の三)

(車間距離の保持)

第二十六条 (略)

(罰則 第百十七条の二第六号、第一百十七条の二の二第十一号ハ、  
第一百十九条第一項第一号の四、第一百二十条第一項第二号)

(車間距離の保持)

第二十六条 (略)

(罰則 第百十九条第一項第一号の四、第一百二十条第一項第二号)

(進路の変更の禁止)

第二十六条の二 (略)

2・3 (略)

(罰則 第二項については第一百十七条の二第六号、第一百十七条の二  
の二第十一号ニ、第一百二十条第一項第二号 第三項については第一百  
二十条第一項第三号、同条第二項)

(進路の変更の禁止)

第二十六条の二 (略)

2・3 (略)

(罰則 第二項については第一百二十条第一項第二号 第三項につい  
ては第一百二十条第一項第三号、同条第二項)

(追越しの方法)

第二十八条 (略)

2・4 (略)

(罰則 第一項及び第四項については第一百十七条の二第六号、第一百  
十七条の二の二第十一号ホ、第一百十九条第一項第二号の二 第二項  
及び第三項については第一百十九条第一項第二号の二)

(追越しの方法)

第二十八条 (略)

2・4 (略)

(罰則 第百十九条第一項第二号の二)

(停車及び駐車を禁止する場所)

第四十四条 車両は、道路標識等により停車及び駐車が禁止されている

(停車及び駐車を禁止する場所)

第四十四条 車両は、道路標識等により停車及び駐車が禁止されている

道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。

一 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル

二 交差点の側端又は道路の曲がり角から五メートル以内の部分  
三六 (略)

2| 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 乗合自動車又はトロリーバスが、その属する運行系統に係る停留所又は停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するとき。

二 道路運送法第三条第一号に規定する一般旅客自動車運送事業の用に供する自動車（同号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車にあつては同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するものを除く。第四十九条の三第一項において「一般旅客自動車運送事業用自動車」という。）又は同法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自動車（同項において「自家用有償旅客運送自動車」という。）が、乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するとき（当該停留所又は停留場における停車又は駐車であつて、

道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。ただし、乗合自動車又はトロリーバスが、その属する運行系統に係る停留所又は停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するときは、この限りでない。

一 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル

二 交差点の側端又は道路のまがりかどから五メートル以内の部分  
三六 (略)

(新設)

地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために有用であり、かつ、道路又は交通の状況により支障がないことについて、内閣府令で定めるところにより、同法第九条第一項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者、公安委員会その他の当該停車又は駐車に關係のある者として内閣府令で定める者が合意し、その旨を公安委員会が公示したものをする場合に限る。）。

（罰則 第一項については第百十九条の二第一項第一号、同条第二項、第百十九条の三第一項第一号、同条第二項）

（高齢運転者等標章自動車の停車又は駐車の特例）

第四十五条の二 次の各号のいずれかに該当する者（以下この項及び次項において「高齢運転者等」という。）が運転する普通自動車（当該高齢運転者等が内閣府令で定めるところによりその者の住所地を管轄する公安委員会に届出をしたものに限る。）であつて、当該高齢運転者等が同項の規定により交付を受けた高齢運転者等標章をその停車又は駐車をしている間前面の見やすい箇所に掲示したもの（以下「高齢運転者等標章自動車」という。）は、第四十四条第一項の規定による停車及び駐車を禁止する道路の部分又は前条第一項の規定による駐車を禁止する道路の部分の全部又は一部について、道路標識等により停車又は駐車をすることができるとされているときは、これらの規定にかかるわらず、停車し、又は駐車することができる。

一〇三（略）

25（略）

（罰則（略））

（罰則 第百十九条の二第一項第一号、同条第二項、第百十九条の

三第一項第一号、同条第二項）

（高齢運転者等標章自動車の停車又は駐車の特例）

第四十五条の二 次の各号のいずれかに該当する者（以下この項及び次項において「高齢運転者等」という。）が運転する普通自動車（当該高齢運転者等が内閣府令で定めるところによりその者の住所地を管轄する公安委員会に届出をしたものに限る。）であつて、当該高齢運転者等が同項の規定により交付を受けた高齢運転者等標章をその停車又は駐車をしている間前面の見やすい箇所に掲示したもの（以下「高齢運転者等標章自動車」という。）は、第四十四条の規定による停車及び駐車を禁止する道路の部分又は前条第一項の規定による駐車を禁止する道路の部分の全部又は一部について、道路標識等により停車又は駐車をすることができるとされているときは、これらの規定にかかるわらず、停車し、又は駐車することができる。

一〇三（略）

25（略）

（罰則（略））

(停車又は駐車を禁止する場所の特例)

第四十六条 前条第一項に規定するもののほか、車両は、第四十四条第一項又は第四十五条第一項の規定による停車及び駐車を禁止する道路の部分又は駐車を禁止する道路の部分の一部について、道路標識等により停車又は駐車をすることができることとされているときは、これらの規則の規定にかかわらず、停車し、又は駐車することができる。

(時間制限駐車区間における駐車の方法等)

第四十九条の三 時間制限駐車区間ににおける車両の駐車（第四十四条第二項各号に掲げる場合における当該乗合自動車若しくはトロリーバス又は当該一般旅客自動車運送事業用自動車若しくは自家用有償旅客運送自動車の駐車を除く。次条において同じ。）については、第四十四条から第四十八条までの規定にかかわらず、この条から第四十九条の五までに定めるところによる。

254 (略)

(罰則) (略)

(時間制限駐車区間ににおける停車の特例)

第四十九条の六 車両は、第四十九条の三第三項の道路標識等により車両が駐車することができる道路の部分として指定されている時間制限駐車区間の第四十四条第一項各号に掲げる道路の部分においては、同項の規定にかかわらず、停車することができる。

(停車又は駐車を禁止する場所の特例)

第四十六条 前条第一項に規定するもののほか、車両は、第四十四条又は第四十五条第一項の規定による停車及び駐車を禁止する道路の部分又は駐車を禁止する道路の部分の一部について、道路標識等により停車又は駐車をすることができることとされているときは、これらの規定にかかわらず、停車し、又は駐車することができる。

(時間制限駐車区間ににおける駐車の方法等)

第四十九条の三 時間制限駐車区間ににおける車両の駐車（乗合自動車又はトロリーバスが、その属する運行系統に係る停留所又は停留場において運行時間を調整するため駐車する場合における当該乗合自動車又はトロリーバスの駐車を除く。次条において同じ。）については、第四十四条から第四十八条までの規定にかかわらず、この条から第四十九条の五までに定めるところによる。

254 (略)

(罰則) (略)

(時間制限駐車区間ににおける停車の特例)

第四十九条の六 車両は、第四十九条の三第三項の道路標識等により車両が駐車することができる道路の部分として指定されている時間制限駐車区間の第四十四条各号に掲げる道路の部分においては、同条の規定にかかわらず、停車することができる。

### (違法駐車に対する措置)

第五十条の二 車両（トロリーバスを除く。以下この条、次条及び第五十一条の四において同じ。）が第四十四条第一項、第四十七条第一項若しくは第三項又は第四十八条の規定に違反して停車していると認められるときは、警察官等は、当該車両の運転者に対し、当該車両の停車の方法を変更し、又は当該車両を当該停車が禁止されている場所から移動すべきことを命ずることができる。

（罰則）（略）

### （違法駐車に対する措置）

第五十一条 車両が第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の三第二項若しくは第三項、第四十九条の四若しくは第四十九条の五後段の規定に違反して駐車していると認められるとき、又は第四十九条第一項のパーキング・チケット発給設備を設置する時間制限駐車区間ににおいて駐車している場合において当該車両に当該パーキング・チケット発給設備により発給を受けたパーキング・チケットが掲示されておらず、かつ、第四十九条の三第四項の規定に違反していると認められるとき（第五十一条の四第一項において「違法駐車と認められる場合」と総称する。）は、警察官等は、当該車両の運転者その他当該車両の管理について責任がある者（以下この条において「運転者等」という。）に対し、当該車両の駐車の方法を変更し、若しくは当該車両を当該時間制限駐車区間の当該車両が駐車している場所から移動

### (違法駐車に対する措置)

第五十条の二 車両（トロリーバスを除く。以下第五十一条の二まで及び第五十二条の四において同じ。）が第四十四条、第四十七条第一項若しくは第三項又は第四十八条の規定に違反して停車していると認められるときは、警察官等は、当該車両の運転者に対し、当該車両の停車の方法を変更し、又は当該車両を当該停車が禁止されている場所から移動すべきことを命ずることができる。

（罰則）（略）

### （違法駐車に対する措置）

第五十一条 車両が第四十四条、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の三第二項若しくは第三項、第四十九条の四若しくは第四十九条の五後段の規定に違反して駐車していると認められるとき、又は第四十九条第一項のパーキング・チケット発給設備を設置する時間制限駐車区間ににおいて駐車している場合において当該車両に当該パーキング・チケット発給設備により発給を受けたパーキング・チケットが掲示されておらず、かつ、第四十九条の三第四項の規定に違反していると認められるとき（第五十一条の四第一項において「違法駐車と認められる場合」と総称する。）は、警察官等は、当該車両の運転者その他当該車両の管理について責任がある者（以下この条において「運転者等」という。）に対し、当該車両の駐車の方法を変更し、若しくは当該車両を当該時間制限駐車区間の当該車両が駐車している場所から移動

とを命ずることができる。

2  
14  
(略)

15 第二項、第三項又は第五項から第十一項までの規定による車両の移動、車両の保管、公示その他の措置に要した費用は、当該車両の運転者等又は使用者若しくは所有者（以下この条及び次条において「使用者等」という。）の負担とする。

16  
21  
(略)

22 第六項、第七項及び第九項から第二十項までの規定は、第六項の規定により保管した車両に積載物があつた場合における当該積載物について準用する。この場合において、第七項中「使用者」とあるのは「所有者、占有者その他当該積載物について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）」と、第九項中「前項」とあるのは「第二十二項において読み替えて準用する第七項」と、「知ることができない」とあるのは「知ることができず、かつ、当該積載物の所有者以外の者に当該積載物を返還することが困難であると認められる」と、第十一項中「第七項から前項まで」とあるのは「第二十二項において読み替えて準用する第七項及び前二項」と、第十二項中「第八項の規定による告知の日又は」とあるのは「腐敗し、若しくは変質するおそれがあるとき、又は第二十二項において読み替えて準用する第七項の規定による当該積載物の所有者に対する告知の日若しくは」と、「費用」とあるのは「費用若しくは手数」と、第十五項中「第二項、第三項又は第五項から第十一項までの規定による車両の移動、」とあるのは「第二十二項において準用する第六項、第七項又は第九項から第十一項までの規定による」と、「運転者等又は使用者若しくは所

すべきことを命ずることができる。

2  
14  
(略)

15 第二項、第三項又は第五項から第十一項までの規定による車両の移動、車両の保管、公示その他の措置に要した費用は、当該車両の運転者等又は使用者若しくは所有者（以下第五十一条の二の二までにおいて「使用者等」という。）の負担とする。

16  
21  
(略)

22 第六項、第七項及び第九項から第二十項までの規定は、第六項の規定により保管した車両に積載物があつた場合における当該積載物について準用する。この場合において、第七項中「使用者」とあるのは「所有者、占有者その他当該積載物について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）」と、第九項中「前項」とあるのは「第二十二項において読み替えて準用する第七項」と、「知ることができない」とあるのは「知ることができず、かつ、当該積載物の所有者以外の者に当該積載物を返還することが困難であると認められる」と、第十一項中「第七項から前項まで」とあるのは「第二十二項において読み替えて準用する第七項及び前二項」と、第十二項中「第八項の規定による告知の日又は」とあるのは「腐敗し、若しくは変質するおそれがあるとき、又は第二十二項において読み替えて準用する第七項の規定による当該積載物の所有者に対する告知の日若しくは」と、「費用」とあるのは「費用若しくは手数」と、第十五項中「第二項、第三項又は第五項から第十一項までの規定による車両の移動、」とあるのは「第二十二項において準用する第六項、第七項又は第九項から第十一項までの規定による」と、「運転者等又は使用者若しくは所

有者（以下この条及び次条において「使用者等」という。）」とあるのは「所有者等」と、第十六項中「運転者等又は使用者等」とあるのは「所有者等」と、第二十項中「第八項の規定による」とあるのは「所有者等」と、第二十二項において読み替えて準用する第七項の規定による当該積載物の所有者に対する」と読み替えるものとする。

（罰則（略））

（削る）

有者（以下第五十一条の二の二までにおいて「使用者等」という。）とあるのは「所有者等」と、第十六項中「運転者等又は使用者等」とあるのは「所有者等」と、第二十項中「第八項の規定による」とあるのは「所有者等」と、第二十二項において読み替えて準用する第七項の規定による当該積載物の所有者に対する」と読み替えるものとする。

（罰則（略））

第五十一条の二 公安委員会は、違法駐車と認められる場合に係る車両の運転者の行為（以下この条及び第五十一条の四において「違法駐車行為」という。）が常態として行われている道路の区間であつて、次項の規定による車輪止め装置の取付けの措置によつて違法駐車行為の防止を図ることが適當なものを、車輪止め装置取付け区間として指定することができる。この場合において、公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、当該指定に係る道路の区間に、当該区間が車輪止め装置取付け区間である旨の表示をしなければならない。

2 警察署長は、道路又は交通の状況から判断して車輪止め装置取付け区間における違法駐車行為を防止するためやむを得ないと認めるときは、当該区間における違法駐車行為に係る車両に車輪止め装置を取り付けることができる。

3 次に掲げる車両には、前項の規定にかかわらず、車輪止め装置を取り付けてはならない。

一 前条第一項の規定による命令をできる場合における当該命令に係る車両

二 第七項の規定により警察署長が車輪止め装置を取り除いた車両で

あつて、取り除いた時から四時間経過していないもの（当該取り除いた時から当該車両について同一の違法駐車行為が継続しているものに限る。）

4| 警察署長は、第二項の規定により車両に車輪止め装置を取り付けるときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、車両に車輪止め装置を取り付ける旨の広報をするよう努めるものとする。

5| 警察署長は、第二項の規定により車両に車輪止め装置を取り付けたときは、当該車両の見やすい箇所に、当該車両を移動しようとする者はその旨を当該警察署長に申告して当該車両に取り付けた車輪止め装置を取り除く措置を受けることができる。他の内閣府令で定める事項を記載した標章を取り付けなければならない。

6| 警察署長は、第二項の規定により車輪止め装置を取り付けた車両の使用者等その他の関係者であつて当該車両を移動しようとするものからその旨の申告を受けたときは、当該車両に取り付けた車輪止め装置を取り除かなければならない。

7| 前項に定めるもののほか、警察署長は、第二項の規定による車両への車輪止め装置の取付けを開始した時から二十四時間を経過するまでに、当該車両に取り付けた車輪止め装置を取り除かなければならない。

8| 第六項に定めるもののほか、警察署長は、第二項のやむを得ないと認める事情がなくなつたと認めるとき又は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要が生じたときは、同項の規定により車両に取り付けた車輪止め装置を取り除くものとする。

9| 警察署長は、第二項の規定により取り付けた車輪止め装置を取り除

くときは、第五項の規定により当該車両に取り付けた標章を取り除かなければならぬ。

10 何人も、第二項の規定により車両に取り付けられた車輪止め装置を破損し、第五項の規定により車両に取り付けられた標章を破損し、若しくは汚損し、又は警察署長が取り除く場合を除き、これらを取り除いてはならない。

11 第五項の標章の様式その他同項の標章に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(罰則 第十項については第一百七条の五第一号、第一百二十二条第一項第九号)

(報告徴収等)

第五十一条の二 警察署長は、前条の規定の施行のため必要があると認めるときは、同条第六項の規定により保管した車両の使用者等その他の関係者又は同条第二十二項において準用する同条第六項の規定により保管した積載物の所有者、占有者その他当該積載物について権原を有する者その他の関係者に対し、当該車両又は積載物に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

2 警察署長は、前条の規定の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(放置違反金)

第五十一条の四 警察署長は、警察官等に、違法駐車と認められる場合

(放置違反金)

第五十一条の四 警察署長は、警察官等に、違法駐車と認められる場合

第五十一条の二の二 警察署長は、第五十一条の規定の施行のため必要があると認めるときは、同条第六項の規定により保管した車両の使用者等その他の関係者又は同条第二十二項において準用する同条第六項の規定により保管した積載物の所有者、占有者その他当該積載物について権原を有する者その他の関係者に対し、当該車両又は積載物に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

2 警察署長は、第五十一条の規定の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

における車両（軽車両にあつては、牽引されるための構造及び装置を有し、かつ、車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号の車両総重量をいう。）が七百五十キログラムを超えるもの（以下「重被牽引車」という。）に限る。以下この条において同じ。）であつて、その運転者がこれを離れて直ちに運転することができない状態にあるもの（以下「放置車両」という。）の確認をさせ、内閣府令で定めるところにより、当該確認をした旨及び当該車両に係る違法駐車行為（違法駐車と認められる場合に係る車両の運転者の行為をいう。第四項及び第十六項において同じ。）をした者について第四項ただし書に規定する場合に該当しないときは同項本文の規定により当該車両の使用者が放置違反金の納付を命ぜられることがある旨を告知する標章を当該車両の見やすい箇所に取り付けさせることの見やすい箇所に取り付けさせることができる。

2 (略)

(罰則) (略)

(車両等の灯火)

第五十二条 (略)

2 (略)

(罰則) (略)

(車両等の灯火)  
第五十二条 (略)

一号へ、第一百二十条第一項第八号、同条第二項)

(警音器の使用等)

第五十四条 (略)

における車両（軽車両にあつては、牽引されるための構造及び装置を有し、かつ、車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号の車両総重量をいう。）が七百五十キログラムを超えるもの（以下「重被牽引車」という。）に限る。以下この条において同じ。）であつて、その運転者がこれを離れて直ちに運転することができない状態にあるもの（以下「放置車両」という。）の確認をさせ、内閣府令で定めるところにより、当該確認をした旨及び当該車両に係る違法駐車行為をした者について第四項ただし書に規定する場合に該当しないときは同項本文の規定により当該車両の使用者が放置違反金の納付を命ぜられることがある旨を告知する標章を当該車両の見やすい箇所に取り付けさせることができることができる。

2 (略)

(罰則) (略)

(車両等の灯火)

第五十二条 (略)

2 (略)

(罰則) (略)

(車両等の灯火)  
第五十二条 (略)

二号へ、第一百二十条第一項第八号、同条第二項)

(警音器の使用等)

第五十四条 (略)

(略)

(罰則 第一項については第百二十条第一項第八号、同条第二項

第二項については第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十

一号ト、第一百二十二条第一項第六号)

(自転車道の通行区分)

第六十三条の三 車体の大きさ及び構造が内閣府令で定める基準に適合する自転車で、他の車両を牽引していないもの（以下この節において「普通自転車」という。）は、自転車道が設けられている道路においては、自転車道以外の車道を横断する場合及び道路の状況その他の事情によりやむを得ない場合を除き、自転車道を通行しなければならない。

(罰則 (略))

(安全運転の義務)

第七十条 (略)

(罰則 第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号チ、

第一百十九条第一項第九号、同条第二項)

(運転者の遵守事項)

第七十一条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならぬい。

一～五の三 (略)

五の四 自動車を運転する場合において、第七十一条の五第一項から

(略)

(罰則 第一項については第百二十条第一項第八号、同条第二項

第二項については第百二十二条第一項第六号)

(自転車道の通行区分)

第六十三条の三 車体の大きさ及び構造が内閣府令で定める基準に適合する二輪又は三輪の自転車で、他の車両を牽引していないもの（以下この節において「普通自転車」という。）は、自転車道が設けられている道路においては、自転車道以外の車道を横断する場合及び道路の状況その他の事情によりやむを得ない場合を除き、自転車道を通行しなければならない。

(罰則 (略))

(安全運転の義務)

第七十条 (略)

(罰則 第百十九条第一項第九号、同条第二項)

第一百十九条第一項第九号、同条第二項)

(運転者の遵守事項)

第七十一条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならぬい。

一～五の三 (略)

五の四 自動車を運転する場合において、第七十一条の五第二項から

第四項まで若しくは第七十一条の六第一項から第三項までに規定する者又は第八十四条第二項に規定する仮運転免許を受けた者が表示自動車（第七十一条の五第一項、第七十一条の六第一項若しくは第八十七条第三項に規定する標識を付けた準中型自動車又は第七十一条の五第二項から第四項まで、第七十一条の六第二項若しくは第三項若しくは第八十七条第三項に規定する標識を付けた普通自動車をいう。以下この号において同じ。）を運転しているときは、危険防止のためやむを得ない場合を除き、進行している当該表示自動車の側方に幅寄せをし、又は当該自動車が進路を変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる表示自動車が当該自動車との間に第二十六条に規定する必要な距離を保つことができないこととなるときは進路を変更しないこと。

## 五の五・六 （略）

（罰則 （略））

（初心運転者標識等の表示義務）

### 第七十一条の五 （略）

2 第八十四条第三項の準中型自動車免許又は普通自動車免許を受けた者で、当該準中型自動車免許又は普通自動車免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して一年に達しないもの（当該免許を受けた日前六月以内に準中型自動車免許又は普通自動車免許を受けていたことがある者、現に受けている準中型自動車免許又は普通自動車免許を受けた日以後に当該免許に係る上位免許（第八十五条第二項の規定により一の種類の運転免許について同条第一項の表の区分に従い運転することができる自動車等（以下「免許自動車等」という。）

## 五の五・六 （略）

（罰則 （略））

（初心運転者標識等の表示義務）

### 第七十一条の五 （略）

2 第八十四条第三項の普通自動車免許を受けた者で、当該普通自動車免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して一年に達しないもの（当該免許を受けた日前六月以内に普通自動車免許を受けていたことがある者、現に受けている普通自動車免許を受けた日以後に当該免許に係る上位免許（第八十五条第二項の規定により一の種類の運転免許について同条第一項の表の区分に従い運転することができる自動車等（以下「免許自動車等」という。）

第四項まで若しくは第七十一条の六第一項から第三項までに規定する者又は第八十四条第二項に規定する仮運転免許を受けた者が表示自動車（第七十一条の五第二項から第四項まで、第七十一条の六第二項若しくは第三項若しくは第八十七条第三項に規定する標識を付けた普通自動車又は第七十一条の六第一項に規定する標識を付けた準中型自動車をいう。以下この号において同じ。）を運転しているときは、危険防止のためやむを得ない場合を除き、進行している当該表示自動車の側方に幅寄せをし、又は当該自動車が進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる表示自動車が当該自動車との間に第二十六条に規定する必要な距離を保つことができないこととなるときは進路を変更しないこと。

## 五の五・六 （略）

（罰則 （略））

（初心運転者標識等の表示義務）

### 第七十一条の五 （略）

2 第八十四条第三項の普通自動車免許を受けた者で、当該普通自動車免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して一年に達しないもの（当該免許を受けた日前六月以内に普通自動車免許を受けていたことがある者、現に受けている普通自動車免許を受けた日以後に当該免許に係る上位免許（第八十五条第二項の規定により一の種類の運転免許について同条第一項の表の区分に従い運転することができる自動車等（以下「免許自動車等」という。）

第一項の表の区分に従い運転することができる自動車等（以下「免許自動車等」という。）を運転することができる他の種類の運転免許（第八十四条第二項の仮運転免許を除く。）をいう。第百条の二第一項第一号及び第三号において同じ。）を受けた者その他の者で政令で定めるものを除く。）は、内閣府令で定めるところにより普通自動車の前面及び後面に内閣府令で定める様式の標識を付けないで普通自動車前面及び後面に内閣府令で定める様式の標識を付けないで普通自動車を運転してはならない。

3・4 （略）

（罰則）

第七十二条の二 （略）

2 （略）

3 （略）

3 第五十一条第七項及び第九項から第二十一項まで並びに第五十一条の二の規定は、前二項の規定による措置に係る損壊物等について準用する。この場合において、第五十一条第七項中「使用者」とあるのは「所有者、占有者その他当該損壊物等について権原を有する者（以下この条及び次条において「所有者等」という。）」と、同条第九項中「前項」とあるのは「第七十二条の二第三項において読み替えて準用する第七項」と、「知ることができない」とあるのは「知ることができず、かつ、当該損壊物等の所有者以外の者に当該損壊物等を返還することが困難であると認められる」と、同条第十一項中「第七項から前項まで」とあるのは「第七十二条の二第三項において読み替えて準用する第七項及び前二項」と、同条第十二項中「第八項の規定による告知の日又は」とあるのは「腐敗し、若しくは変質するおそれがある

）を運転することができる他の種類の運転免許（第八十四条第二項の仮運転免許を除く。）をいう。第百条の二第一項第一号及び第三号において同じ。）を受けた者その他の者で政令で定めるものを除く。）は、内閣府令で定めるところにより普通自動車の前面及び後面に内閣府令で定める様式の標識を付けないで普通自動車を運転してはならない。

3・4 （略）

（罰則）

第七十二条の二 （略）

2 （略）

3 （略）

3 第五十一条第七項及び第九項から第二十一項まで並びに第五十一条の二の二の規定は、前二項の規定による措置に係る損壊物等について準用する。この場合において、第五十一条第七項中「使用者」とあるのは「所有者、占有者その他当該損壊物等について権原を有する者（以下この条及び第五十一条の二の二において「所有者等」という。）」と、同条第九項中「前項」とあるのは「第七十二条の二第三項において読み替えて準用する第七項」と、「知ることができない」とあるのは「知ことができず、かつ、当該損壊物等の所有者以外の者に当該損壊物等を返還することが困難であると認められる」と、同条第十一項中「第七項から前項まで」とあるのは「第七十二条の二第三項において読み替えて準用する第七項及び前二項」と、同条第十二項中「第八項の規定による告知の日又は」とあるのは「腐敗し、若しくは変質するおそれがある

とき、又は第七十二条の二第三項において読み替えて準用する第七項の規定による当該損壊物等の所有者に対する告知の日若しくは」と、「費用」とあるのは「費用若しくは手数」と、同条第十五項中「運転者等又は使用者若しくは所有者（以下この条及び次条において「使用者等」という。）」とあるのは「所有者等」と、同条第十六項中「運転者等又は使用者等」とあるのは「所有者等」と、同条第二十項中「運転者等又は使用者等」とあるのは「所有者等」と、第八項の規定による」とあるのは「第七十二条の二第三項において読み替えて準用する第七項の規定による」、第八項の規定による」とあるのは「第七十二条の二第三項において読み替えて準用する第七項の規定による」とあるのは「第七十二条の二第一項中「同条第六項の規定により保管した車両の使用者等その他の関係者又は同条第二十二項において準用する同条第六項の規定により保管した積載物の所有者、占有者その他当該積載物について権原を有する者」とあるのは「第七十二条の二第二項後段の規定により保管した損壊物等の所有者等」と読み替えるものとする。

#### （自動車の使用者の義務等）

第七十五条　自動車（重被牽引車を含む。以下この条、次条第一項及び第七十五条の二の二第二項において同じ。）の使用者（安全運転管理者等その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。次項において「使用者等」という。）は、その者の業務に關し、自動車の運転者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認してはならない。

#### （略）

七　自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為（

質するおそれがあるとき、又は第七十二条の二第三項において読み替えて準用する第七項の規定による当該損壊物等の所有者に対する告知の日若しくは」と、「費用」とあるのは「費用若しくは手数」と、同条第十五項中「運転者等又は使用者等」とあるのは「所有者等」と、同条第十六項中「運転者等又は使用者等」とあるのは「所有者等」と、同条第二十項中「第八項の規定による」とあるのは「第七十二条の二第三項において読み替えて準用する第七項の規定による」とあるのは「第七十二条の二第一項中「同条第六項の規定により保管した車両の使用者等その他の関係者又は同条第六項の規定により保管した積載物について権原を有する者」とあるのは「第七十二条の二第二項後段の規定により保管した損壊物等の所有者等」と読み替えるものとする。

#### （自動車の使用者の義務等）

第七十五条　自動車（重被牽引車を含む。以下この条、次条第一項及び第七十五条の二の二第二項において同じ。）の使用者（安全運転管理者等その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。次項において「使用者等」という。）は、その者の業務に關し、自動車の運転者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認してはならない。

#### （略）

七　自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為（

当該行為により自動車が第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の三第三項、第四十九条の四若しくは第七十五条の八第一項の規定に違反して駐車することとなる場合のもの又は自動車がこれらの規定に違反して駐車している場合におけるものに限る。）

2 (11) (略)

(罰則) (略)

(最低速度)

第七十五条の四 (略)

(罰則 第百一十七条の二第六号、第一百一十七条の二の二第十一号リ、

第一百二十条第一項第十二号)

(停車及び駐車の禁止)

第七十五条の八 (略)

2 第五十条の二から第五十一条の二までの規定は、自動車が前項の規定に違反して停車し、又は駐車していると認められる場合について準用する。

この場合において、第五十一条第三項中「当該車両が駐車している場所からの距離が五十メートルを超えない範囲の地域内の道路上に当該車両を移動する場所がないとき」とあるのは「前項の政令で定める場所に当該車両を移動することができないとき」と、同条第五項中「駐車場、空地、第三項に規定する場所以外の道路上の場所その他

当該行為により自動車が第四十四条、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の三第三項、第四十九条の四若しくは第七十五条の八第一項の規定に違反して駐車することとなる場合のもの又は自動車がこれらの規定に違反して駐車している場合におけるものに限る。）

2 (11) (略)

(罰則) (略)

(最低速度)

第七十五条の四 (略)

(罰則 第百二十条第一項第十二号)

(停車及び駐車の禁止)

第七十五条の八 (略)

2 第五十条の二、第五十一条及び第五十二条の二の二の規定は、自動

車が前項の規定に違反して停車し、又は駐車していると認められる場合について準用する。

この場合において、第五十一条第三項中「当該車両が駐車している場所からの距離が五十メートルを超えない範囲の地域内の道路上に当該車両を移動する場所がないとき」とあるのは「前項の政令で定める場所に当該車両を移動することができないとき」と、同条第五項中「駐車場、空地、第三項に規定する場所以外の道路上の場所その他

の場所」とあるのは「第二項に規定する場所以外の場所」と読み替えるものとする。

3 (略)

(罰則) 第一項については第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号又、第百十九条の二第一項第二号、第百十九条の三第一項第四号 第二項については第百十九条第一項第三号)

(仮免許)

第八十七条 (略)

2 大型仮免許を受けた者は大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を、中型仮免許を受けた者は中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を、準中型仮免許を受けた者は準中型自動車又は普通自動車を、普通仮免許を受けた者は普通自動車を、練習のため又は試験等において運転することができる。この場合において、仮免許を受けた者は、練習のため自動車を運転しようとするときは、その運転者席の横の乗車装置に、当該自動車を運転することができる第一種免許を受けている者（免許の効力が停止されている者を除く。）で当該免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年以上のもの、当該自動車を運転することができる第二種免許を受けている者（免許の効力が停止されている者及び二十一歳に満たない者を除く。）その他政令で定める者を同乗させ、かつ、その指導の下に、当該自動車を運転しなければならない。

3 (略)

(罰則) (略)

の場所その他の場所」とあるのは「第三項に規定する場所以外の場所」と読み替えるものとする。

3 (略)

(罰則) 第一項については第百十九条の二第一項第二号、第百十九条の三第一項第四号 第二項については第百十九条第一項第三号)

(仮免許)

第八十七条 (略)

2 大型仮免許を受けた者は大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を、中型仮免許を受けた者は中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を、準中型仮免許を受けた者は準中型自動車又は普通自動車を、普通仮免許を受けた者は普通自動車を、練習のため又は試験等において運転することができる。この場合において、仮免許を受けた者は、練習のため自動車を運転しようとするときは、その運転者席の横の乗車装置に、当該自動車を運転することができる第一種免許を受けている者（免許の効力が停止されている者を除く。）で当該免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年以上のもの、当該自動車を運転することができる第二種免許を受けている者（免許の効力が停止されている者を除く。）が通算して三年以上のもの、当該自動車を運転することができる第三種免許を受けている者（免許の効力が停止されている者を除く。）その他政令で定める者を同乗させ、かつ、その指導の下に、当該自動車を運転しなければならない。

3 (略)

(罰則) (略)

(免許の拒否等)

第九十条 公安委員会は、前条第一項の運転免許試験に合格した者（当該運転免許試験に係る適性試験を受けた日から起算して、第一種免許又は第二種免許にあつては一年を、仮免許にあつては三月を経過していない者に限る。）に対し、免許を与えるなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、政令で定める基準に従い、免許（仮免許を除く。以下この項から第十二項までにおいて同じ。）を与える、又は六月を超えない範囲内において免許を保留することができる。

一・六 (略)

七 第百二条第一項から第四項までの規定による命令を受け、又は同一条第六項の規定による通知を受けた者

2 前項本文の規定にかかるわらず、公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者については、政令で定める基準に従い、免許を与えないことができる。

一・二 (略)

三 自動車等の運転に関し第百十七条の二第一号、第三号又は第六号の違反行為をした者（前二号のいずれかに該当する者を除く。）

四・五 (略)

3 (14) (略)

(申請による免許の条件の付与等)

第九十一条の二 免許を受けた者は、その者の住所地を管轄する公安委

(免許の拒否等)

第九十条 公安委員会は、前条第一項の運転免許試験に合格した者（当該運転免許試験に係る適性試験を受けた日から起算して、第一種免許又は第二種免許にあつては一年を、仮免許にあつては三月を経過していない者に限る。）に対し、免許を与えるなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、政令で定める基準に従い、免許（仮免許を除く。以下この項から第十二項までにおいて同じ。）を与える、又は六月を超えない範囲内において免許を保留することができる。

一・六 (略)

七 第百二条第一項から第三項までの規定による命令を受け、又は同一条第六項の規定による通知を受けた者

2 前項本文の規定にかかるわらず、公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者については、政令で定める基準に従い、免許を与えないことができる。

一・二 (略)

三 自動車等の運転に関し第百十七条の二第一号又は第三号の違反行為をした者（前二号のいずれかに該当する者を除く。）

四・五 (略)

3 (14) (略)

(新設)

員会に対し、免許に、その者が運転することができる自動車等の種類を限定する条件その他の条件であつて、交通事故を防止し、若しくは交通事故による被害を軽減することに資するものとして内閣府令で定めるものを付し、又はこれを変更することを申請することができる。

2 前項の規定による申請を受けた公安委員会は、政令で定めるところにより、当該申請に係る免許に条件を付し、又は当該申請に係る免許に付されている条件を変更するものとする。

3 公安委員会は、第一項の規定による条件の変更の申請があつた場合において、必要があると認めるときは、当該申請をした者に対し、当該変更をすることが適当であるかどうかについて審査を行うことがある。

4 前三項に定めるもののほか、第二項の規定による免許の条件の付与及び変更について必要な事項は、内閣府令で定める。

(罰則 第二項については第一百十九条第一項第十五号)

(免許証の記載事項)

第九十三条 (略)

2 公安委員会は、前項に規定するもののほか、免許を受けた者について、第九十一条又は第九十二条の二第二項の規定により、免許に条件を付し、又は免許に付されている条件を変更したときは、その者の免許証に当該条件に係る事項を記載しなければならない。

3 (略)

(受験資格)

(免許証の記載事項)

第九十三条 (略)

2 公安委員会は、前項に規定するもののほか、免許を受けた者について、第九十一条の規定により、免許に条件を付し、又は免許に付されている条件を変更したときは、その者の免許証に当該条件に係る事項を記載しなければならない。

3 (略)

(受験資格)

## 第九十六条 (略)

2 大型免許の運転免許試験を受けようとする者（政令で定める者を除く。）は、中型免許、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許を現に受けている者に該当し、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年（政令で定める教習を修了した者にあつては、一年）以上の者でなければならない。

3 中型免許の運転免許試験を受けようとする者（政令で定める者を除く。）は、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許を現に受けている者に該当し、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して二年（政令で定める教習を修了した者にあつては、一年）以上の者でなければならない。

4 (略)

5 第二種免許の運転免許試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一 牽引第二種免許以外の第二種免許の運転免許試験については、二十一歳（政令で定める教習を修了した者（第一百四条の二の四第一項又は第二項の規定により特例取得免許の取消しを受けた者その他の政令で定める者を除く。）にあつては、十九歳）以上の者で、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許を現に受けている者に該当し、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年（政令で定める経験を有するものにあつては二年、政令で定め

## 第九十六条 (略)

2 大型免許の運転免許試験を受けようとする者（政令で定める者を除く。）は、中型免許、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許を現に受けている者に該当し、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年以上の者でなければならない。

3 中型免許の運転免許試験を受けようとする者（政令で定める者を除く。）は、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許を現に受けている者に該当し、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して二年以上の者でなければならない。

4 (略)

5 第二種免許の運転免許試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一 牽引第二種免許以外の第二種免許の運転免許試験については、二十一歳以上の者で、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許を現に受けている者に該当し、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年（政令で定めるものにあつては、二年）以上のもの

る教習を修了したものにあつては一年) 以上のもの

二 牽引第二種免許の運転免許試験については、二十一歳(政令で定める教習を修了した者(第百四条の二の四第一項又は第二項の規定により特例取得免許の取消しを受けた者その他の政令で定める者を除く。)にあつては、十九歳)以上の者で、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許及び牽引免許を現に受けている者に該当し、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。)が通算して三年(政令で定めるものにあつては、二年)以上るもの

(政令で定める経験を有するものにあつては二年、政令で定める教習を修了したものにあつては一年)以上のもの

### 6 三 (略)

(運転免許試験の免除)

第九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、それぞれ当該各号に定める運転免許試験を免除する。

#### 一・二 (略)

三 第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けなかつた者(政令で定める者を除く。)で、その者の免許が第百五条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月(海外旅行、災害その他政令で定めるやむを得ない理由のため、その期間内に運転免許試験を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月)を経過しないもの(以下「特定失効者」という。)の

二 牽引第二種免許の運転免許試験については、二十一歳以上の者で、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許及び牽引免許を現に受けている者に該当し、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。)が通算して三年(政令で定めるものにあつては、二年)以上もの

### 6 三 (略)

(運転免許試験の免除)

第九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、それぞれ当該各号に定める運転免許試験を免除する。

#### 一・二 (略)

三 第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けなかつた者(政令で定める者を除く。)で、その者の免許が第百五条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月(海外旅行、災害その他政令で定めるやむを得ない理由のため、その期間内に運転免許試験を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月)を経過しないもの(第百八条の二第一項第十一号及び

うち、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める検査及び講習又は教育を内閣府令で定めるところにより受けたもの。その者が受けた免許に係る運転免許試験（前条第一項第一号に掲げる事項についてのものを除く。）

イ 第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十五歳以上の者（普通自動車対応免許を受けようとする者であつて大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車（以下この条及び第一百一条の四において「普通自動車等」という。）の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反唆し等及び道路致死傷に係る法律の規定の遵守の状況を勘案して普通自動車等を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがある者として政令で定める基準に該当するものに限り、同日前一年以内に第一百二条第一項から第四項までの規定により診断書（同項に規定する診断書にあつては、その者が第一百三条第一項第一号の二に該当するかどうかを診断したものに限る。口及びハ並びに第一百一条の四第二項において同じ。）を提出した者その他公安委員会が内閣府令で定めるところにより行う介護保険法第五条の二第一項に規定する認知機能（以下単に「認知機能」という。）に関する検査（以下「認知機能検査」という。）及び当該認知機能検査の結果に基づいて行う第二百八条の二第一項第十二号に掲げる講習

（認知機能検査等、公安委員会が内閣府令で定めるところを除く。）

第十二条において「特定失効者」という。）のうち、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める検査及び講習を内閣府令で定めるところにより受けたもの。その者が受けた免許に係る運転免許試験（前条第一項第一号に掲げる事項についてのものを除く。）

イ 第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十五歳以上の者（公安委員会が内閣府令で定めるところにより行う介護保険法第五条の二第一項に規定する認知機能（以下単に「認知機能」という。）に関する検査（以下「認知機能検査」という。）及び当該認知機能検査の結果に基づいて行う第二百八条の二第一項第十二号に掲げる講習

ろにより行う普通自動車等の運転について必要な技能に関する検査（同号口及び第一百十二条第一項第五号の四において「運転技能検査」という。）又は第一百八条の三十二の三第一項第三号口に掲げる基準に適合する同項の認定を受けた同項の運転免許取得者等検査（以下「運転技能検査等」という。）及び第一百八条の二第一項第十二号に掲げる講習、同条第二項の規定による講習（同号に掲げる講習と同等の効果がある講習の基準として国家公安委員会規則で定める基準に適合するものに限る。口から二までにおいて同じ。）又は第一百八条の三十二の二第一項の認定を受けた同項の運転免許取得者等教育の課程（同項第二号口に掲げる基準に適合するものに限る。口から二までにおいて同じ。）

口 第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十五歳以上の者（普通自動車対応免許を受けようとする者であつてイの政令で定める基準に該当するもの及び同日前一年以内に第一百二条第一項から第四項までの規定により診断書を提出した者その他認知機能検査等を受ける必要がないものとして内閣府令で定める者を除く。）認知機能検査等及び第一百八条の二第一項第十二号に掲げる講習、同条第二項の規定による講習又は第一百八条の三十二の二第一項の認定を受けた同項の運転免許取得者等教育の課程

ハ 第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十五歳以上の者（普通自動車対応免許を受けようとする者であつてイの政令で定める基準に該当し、かつ、同日前一年以内に第一百二条第一項から第四項までの規定により診断書を提出

(新設)

(新設)

した者その他認知機能検査等を受ける必要がないものとして内閣府令で定める者であるものに限る。) 運転技能検査等及び第八条の二第一項第十二号に掲げる講習、同条第二項の規定による講習又は第八条の三十二の二第一項の認定を受けた同項の運転免許取得者等教育の課程

二 第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十歳以上の者(イからハまでに掲げる者を除く。)

第一百八条の二第一項第十二号に掲げる講習、同条第二項の規定による講習又は第八条の三十二の二第一項の認定を受けた同項の運転免許取得者等教育の課程

ホ イからニまでに掲げる者以外の者 第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習、同条第二項の規定による講習(同号に掲げる講習と同等の効果がある講習の基準として国家公安委員会規則で定める基準に適合するものに限る。) 又は第八条の三十二の二第一項の認定を受けた同項の運転免許取得者等教育の課程(同項第三号イに掲げる基準に適合するものに限る。)

#### 四 (略)

五 第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し(同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。)を受けた者(当該取消しを受けた日前の直近においてした第八十九条第一項、第一百一条第一項若しくは第一百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第一百一条の五の規定による報告について第百十七条の四第二号の違反行為をした者その他政令で定める者を除く。)で、その者の免許が取り消された日から起算して三年を経過しないもの(

ロ 第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十歳以上の者(イに掲げる者を除く。) 第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習

ハ イ及びロに掲げる者以外の者 第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習又は国家公安委員会規則で定める基準に適合する同条第二項の規定による講習

四 (略)

五 第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し(同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。)を受けた者(当該取消しを受けた日前の直近においてした第八十九条第一項、第一百一条第一項若しくは第一百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第一百一条の五の規定による報告について第百十七条の四第二号の違反行為をした者その他政令で定める者を除く。)で、その者の免許が取り消された日から起算して三年を経過しないもの(

以下「特定取消処分者」という。)のうち、第三号イからハまでに掲げる区分に応じそれぞれ同号イからハまでに定める検査及び講習又は教育を内閣府令で定めるところにより受けたもの。その者が受けた免許に係る運転免許試験(前条第一項第一号に掲げる事項についてのものを除く。)

2| 公安委員会は、前項第二号又は第五号の規定により運転技能検査等を受けた者で当該運転技能検査等の結果が普通自動車等を運転する

とが支障があることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものに対し、同項の規定にかかわらず、同項第二号又は第五号に定める運転免許試験を免除しないことができる。

3| 第一項に定めるもののほか、免許を受けようとする者が自動車等の運転に関する本邦の域外にある国又は地域の行政庁又は権限のある機関の免許を有する者であるときは、公安委員会は、政令で定めるところにより、その者が受けようとする免許に係る自動車等を運転することに支障がないことを確認した上で、運転免許試験の一部を免除することができる。

4| 第一項及び前項に定めるもののほか、公安委員会は、政令で定める基準に従い、免許を受けようとする者が当該免許に係る自動車等を運転することが支障がないと認めたときは、運転免許試験の一部を免除することができます。

(技能検定員)

第九十九条の二 (略)

2・3 (略)

(新設)

第一百八条の二第一項第十一号及び第十二号において「特定取消処分者」という。)のうち、第三号イからハまでに掲げる区分に応じそれぞれ同号イからハまでに定める検査及び講習を内閣府令で定めるところにより受けたもの。その者が受けた免許に係る運転免許試験(前条第一項第一号に掲げる事項についてのものを除く。)

2| 前項に定めるもののほか、免許を受けようとする者が自動車等の運

転に関する本邦の域外にある国又は地域の行政庁又は権限のある機関の免許を有する者であるときは、公安委員会は、政令で定めるところにより、その者が受けようとする免許に係る自動車等を運転することに支障がないことを確認した上で、運転免許試験の一部を免除することができる。

3| 前二項に定めるもののほか、公安委員会は、政令で定める基準に従い、免許を受けようとする者が当該免許に係る自動車等を運転することが支障がないと認めたときは、運転免許試験の一部を免除することができます。

(技能検定員)

第九十九条の二 (略)

2・3 (略)

4 公安委員会は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、技能検定員資格者証を交付する。

一  
(略)

二 次のいずれにも該当しない者

ハ 第百十七条の二の二第十二号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していなゝ者

規定する罪（第一百七条の二の二第十二号の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

5  
•  
6 亦  
(略) (略)

### (更新を受けようとする者の義務)

第一百一条の三 免許証の更新を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する公安委員会（前条第一項の場合にあつては、その者の住所地を管轄する公安委員会又は経由地公安委員会。次条第一項から第三項までにおいて同じ。）が行う第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習を受けなければならない。ただし、更新期間が満了する日（第一百一条の二第一項の規定による免許証の更新の申請をしようとする者については、当該申請をする日。次条第一項から第三項まで及び第百八条

4 公安委員会は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、技能検定員資格者証を交付する。

一

二  
次のいずれにも該当しない者

ハ  
第一百七条の二の二第十一号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

規定する罪（第一百十七条の二の二第十一号の罪を除く。）を犯し  
禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受ける  
ことがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

5  
•  
6 亦  
(略) (略)

### (更新を受けようとする者の義務)

第一百一条の三 免許証の更新を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する公安委員会（前条第一項の場合にあつては、その者の住所地を管轄する公安委員会又は経由地公安委員会。次条第一項及び第二項において同じ。）が行う第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習を受けなければならない。ただし、更新期間が満了する日（第一百一条の二第一項の規定による免許証の更新の申請をしようとする者にあつては、当該申請をする日。次条第一項及び第二項並びに第百八条の二第

の二第一項第十二号において同じ。) 前六月以内に同項第十二号に掲げる講習を受けた者その他の同項第十一号に掲げる講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、この限りでない。

2 (略)

(七十歳以上の者の特例)

第一百一条の四 (略)

2 前項に定めるもののほか、免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のものは、更新期間が満了する日前六月以内に第一百二条第一項から第四項までの規定により診断書を提出した場合その他認知機能検査等を受ける必要がないものとして内閣府令で定める場合を除き、当該期間内にその者の住所地を管轄する公安委員会又は第一百八条の三十二条の三第一項の認定を受けて同項の運転免許取得者等検査を行う者が行つた認知機能検査等を受けいなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの(普通自動車

対応免許を現に受けている者であつて、普通自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反唆し等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況を勘案して普通自動車等を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがある者として政令で定める基準に該当するものに限る。)は、更新期間が満了する日前六月以内にその者の住所地を管轄する公安委員会又は第一百八条の三十二条の三第一項の認定

一項第十二号において同じ。) 前六月以内に同項第十二号に掲げる講習を受けた者その他の同項第十一号に掲げる講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、この限りでない。

2 (略)

(七十歳以上の者の特例)

第一百一条の四 (略)

2 前項に定めるもののほか、免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のものは、更新期間が満了する日前六月以内にその者の住所地を管轄する公安委員会が行った認知機能検査を受けていなければならない。この場合において、公安委員会は、その者に対する同項の講習を当該認知機能検査の結果に基づいて行うものとする。

(新設)

前二項に定めるもののほか、免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの(普通自動車対応免許を現に受けている者であつて、普通自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反唆し等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況を勘案して普通自動車等を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがある者として政令で定める基準に該当するものに限る。)は、更新期間が満了する日前六月以内にその者の住所地を管轄する公安委員会又は第一百八条の三十二条の三第一項の認定

を受けて同項の運転免許取得者等検査を行う者が行つた運転技能検査等を受けていなければならない。

4 | 公安委員会は、前項の規定により運転技能検査等を受けた者で当該運転技能検査等の結果が普通自動車等を運転することが支障があることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものに対し、第一百一条第六項又は第一百一条の二第四項の規定にかかわらず、免許証の更新をしないことができる。

5 | 公安委員会は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める事項を記載した書面を送付するものとする。

一 (略)

二 免許を現に受けている者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの（普通自動車対応免許を現に受けている者であつて第三項の政令で定める基準に該当するものを除く。）前号に定める事項並びに免許証の更新を受けようとするときは更新期間が満了する日前六月以内に第二項の規定により認知機能検査等を受けなければならない旨、当該認知機能検査等を受けることができない場合は、前号に定める事項並びに免許証の更新を受けようとする日時及び場所その他当該認知機能検査等に係る事務の円滑な実施を図るため必要な事項

三 免許を現に受けている者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの（普通自動車対応免許を現に受けている者であつて第三項の政令で定める基準に該当するものに限る。）前号に定める事項並びに免許証の更新を受けようとするときは更新期間が満了する日前六月以内に同項の規定により運転技能検査等を受けるいなければならない旨、当該運転技能検査等を受けることができる。

(新設)

3 | 公安委員会は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める事項

を記載した書面を送付するものとする。

一 (略)

二 免許を現に受けている者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの（前号に定める事項並びに免許証の更新を受けようとするときは更新期間が満了する日前六月以内に前項の規定により認知機能検査等を受けていなければならない旨、当該認知機能検査等を受けることができる日時及び場所その他当該認知機能検査等に係る事務の円滑な実施を図るため必要な事項

(新設)

日時及び場所その他当該運転技能検査等に係る事務の円滑な実施を図るため必要な事項

(臨時認知機能検査等)

第一百一条の七 公安委員会は、七十五歳以上の者（免許を現に受けている者に限る。）が、自動車等の運転に関するこの法律若しくはこの法律の規定に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく处分に違反する行為のうち認知機能が低下した場合に行われやすいものとして政令で定める行為をしたときは、その者が当該行為をした日の三月前の日以後に第九十七条の二第一項第三号若しくは第五号、第一百一条の四第二項又はこの条第三項の規定により認知機能検査等を受けた場合その他臨時に認知機能検査を受ける必要がないものとして内閣府令で定める場合を除き、その者に対し、臨時に認知機能検査を行うものとする。

2 (略)

3 前項の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間（認知機能検査等を受けないことについて政令で定めるやむを得ない理由のある者にあつては、当該期間から当該事情の存する期間を除いた期間）が通算して一月を超えることとなるまでに、認知機能検査等を受けなければならない。

4 公安委員会は、前項の規定により認知機能検査等を受けた者が、当該認知機能検査等の結果、その者が当該認知機能検査等を受けた日前の直近において受けた認知機能検査等の結果その他の事情を勘案して、認知機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼす可能性があるものとして内

(臨時認知機能検査等)

第一百一条の七 公安委員会は、七十五歳以上の者（免許を現に受けている者に限る。）が、自動車等の運転に関するこの法律若しくはこの法律の規定に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく处分に違反する行為のうち認知機能が低下した場合に行われやすいものとして政令で定める行為をしたときは、その者が当該行為をした日の三月前の日以後に第九十七条の二第一項第三号若しくは第五号、第一百一条の四第二項又はこの条第三項の規定により認知機能検査を受けた場合その他臨時に認知機能検査を受ける必要がないものとして内閣府令で定める場合を除き、その者に対し、臨時に認知機能検査を行うものとする。

2 (略)

3 前項の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間（認知機能検査を受けないことについて政令で定めるやむを得ない理由のある者にあつては、当該期間から当該事情の存する期間を除いた期間）が通算して一月を超えることとなるまでに、認知機能検査等を受けなければならない。

4 公安委員会は、前項の規定により認知機能検査を受けた者が、当該認知機能検査の結果、その者が当該認知機能検査を受けた日前の直近において受けた認知機能検査の結果その他の事情を勘案して、認知機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼす可能性があるものとして内

として内閣府令で定める基準に該当するときは、その者に対し、第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習を行うものとする。

5・6 (略)

(臨時適性検査等)

第一百二条 公安委員会は、第九十七条の二第一項第三号又は第五号の規定により認知機能検査等を受けた者で当該認知機能検査等の結果が認知症の有無があることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するもの（以下この条において「基準該当者」という。）が第八十九条第一項の免許申請書を提出したときは、その者が当該認知機能検査等を受けた日以後に次の各号のいずれかに該当することとなつたときを除き、その者が第九十条第一項第一号の二に該当する者であるかどうかにつき、臨時に適性検査を行い、又はその者に対し公安委員会が指定する期限までに内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨を命ずるものとする。

一 この条（第五項を除く。）の規定による適性検査（第四項の規定によるものにあつては、その者が第一百三条第一項第一号の二に該当することとなつた疑いがあることを理由としたものに限る。）を受け、又はこの項から第四項までの規定により診断書（同項に規定する診断書にあつては、その者が同号に該当するかどうかを診断したものに限る。）を提出したとき。

(削る)

閣府令で定める基準に該当するときは、その者に対し、同項の規定により受けた認知機能検査の結果に基づいて第一百八条の二第一項第十二号に掲げる講習を行うものとする。

5・6 (略)

(臨時適性検査等)

第一百二条 公安委員会は、第九十七条の二第一項第三号又は第五号の規定により認知機能検査を受けた者で当該認知機能検査の結果が認知症の有無があることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するもの（以下この条において「基準該当者」という。）が第八十九条第一項の免許申請書を提出したときは、その者が当該認知機能検査を受けた日以後に次の各号のいずれかに該当することとなつたときを除き、その者が第九十条第一項第一号の二に該当する者であるかどうかにつき、臨時に適性検査を行い、又はその者に対し公安委員会が指定する期限までに内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨を命ずるものとする。

一 この条（第五項を除く。）の規定による適性検査（第四項の規定によるものにあつては、その者が第一百三条第一項第一号の二に該当することとなつた疑いがあることを理由としたものに限る。）を受け、又はこの項から第三項までの規定により診断書（同項に規定する診断書にあつては、その者が同号に該当するかどうかを診断したものに限る。）を提出したとき。

二 第七項ただし書の規定により診断書（その者が第一百三条第一項第一号の二に該当するかどうかを診断したものに限る。）を提出した

二 認知機能検査等を受け、基準該当者に該当しないこととなつたとき。

2 公安委員会は、第一百一条の四第二項の規定により認知機能検査等を受けた者が基準該当者に該当したときは、その者が次の各号のいずれかに該当することとなるときを除き、その者が第百三条第一項第一号の二に該当したこととなつたかどうかにつき、臨時に適性検査を行い、又はその者に対し公安委員会が指定する期限までに内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨を命ずるものとする。

一 当該認知機能検査等を受けた日以後に前項各号のいずれかに該当することとなつたとき。

## 二 (略)

3 公安委員会は、前条第三項の規定により認知機能検査等を受けた者が基準該当者に該当したときは、その者が当該認知機能検査等を受けた日以後に第一項各号のいずれかに該当することとなるときを除き、その者が第百三条第一項第一号の二に該当することとなるかどうかにつき、臨時に適性検査を行い、又はその者に対し公安委員会が指定する期限までに内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨を命ずるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、公安委員会は、運転免許試験に合格した者が第九十条第一項第一号から第二号までのいずれかに該当する者であり、又は免許を受けた者が第百三条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することとなると疑う理由があるときは、当該運転免許試験に合格した者又は免許を受けた者につき、臨時に適性検査

とき。

三 認知機能検査を受け、基準該当者に該当しないこととなつたとき。

2 公安委員会は、第一百一条の四第二項の規定により認知機能検査を受けた者が基準該当者に該当したときは、その者が次の各号のいずれかに該当することとなるときを除き、その者が第百三条第一項第一号の二に該当することとなるかどうかにつき、臨時に適性検査を行い、又はその者に対し公安委員会が指定する期限までに内閣府令で定めたす医師の診断書を提出すべき旨を命ずるものとする。

一 当該認知機能検査を受けた日以後に前項各号のいずれかに該当することとなつたとき。

## 二 (略)

3 公安委員会は、前条第三項の規定により認知機能検査を受けた者が基準該当者に該当したときは、その者が当該認知機能検査を受けた日以後に第一項各号のいずれかに該当することとなるときを除き、その者が第百三条第一項第一号の二に該当することとなるかどうかにつき、臨時に適性検査を行い、又はその者に対し公安委員会が指定する期限までに内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨を命ずるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、公安委員会は、運転免許試験に合格した者が第九十条第一項第一号から第二号までのいずれかに該当する者であり、又は免許を受けた者が第百三条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することとなると疑う理由があるときは、当該運転免許試験に合格した者又は免許を受けた者につき、臨時に適性検査

を行い、又はその者に対し公安委員会が指定する期限までに内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨を命ずることができる。この場合において、公安委員会は、第八十九条第一項、第一百一条の二第一項の規定により提出された質問票の記載内容、第一百一条の五の規定による報告の内容その他の事情を考慮するものとする。

#### 5・6 (略)

7 前項の規定により通知を受けた者は、通知された期日に通知された場所に出頭して適性検査を受けなければならぬ。

#### 8 (略)

(基準該当若年運転者の受講義務)

第一百二条の三 特例取得免許 (第八十八条第一項第一号の規定により十九歳から大型免許を受けることができる者に該当して受けた大型免許若しくは十九歳から中型免許を受けることができる者に該当して受けた中型免許又は第九十六条第五項第一号若しくは第二号の規定により十九歳から第二種免許の運転免許試験を受けることができる者に該して受けた第二種免許をいい、政令で定めるものを除く。以下同じ。) を現に受けている者であつて、特例取得免許を最初に受けた日から二十一歳に達するまでの間(特例取得免許を受けていない期間及び二十歳に達した日以後特例取得免許のうち中型免許のみを受けている期

を行うことができる。この場合において、公安委員会は、第八十九条第一項、第一百一条第一項又は第一百一条の二第一項の規定により提出された質問票の記載内容、第一百一条の五の規定による報告の内容その他の事情を考慮するものとする。

#### 5・6 (略)

7 前項の規定により通知を受けた者は、通知された期日に通知された場所に出頭して適性検査を受けなければならぬ。ただし、第四項の規定による適性検査に係る通知を受けた者が、当該通知された期日までに内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出した場合は、この限りでない。

#### 8 (略)

(新設)

間を除く。以下「若年運転者期間」という。）に自動車等の運転に関するこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為をし、当該行為が政令で定める基準に該当することとなつたもの（第一百八条の二第一項第十四号に掲げる講習を終了した後若年運転者期間が経過することとなるまでの間に自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為をし、当該行為が第百四条の二の四第二項の政令で定める基準に該当することとなつた者を除く。以下「基準該当若年運転者」という。）が、第一百八条の三の規定による通知を受けたときは、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間（講習を受けないことについて政令で定めるやむを得ない理由がある者にあつては、当該期間から当該事情の存する期間を除いた期間）が通算して一月を超えることとなるまでの間に同号に掲げる講習を受けなければならない。

#### （免許の取消し、停止等）

第一百三条 免許（仮免許を除く。以下第百六条までにおいて同じ。）を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止することができる。ただし、第五号に該当する者が第百二条の二の規定の適用を受ける者であるときは、当該処分は、その者が同条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後でなければ、すること

#### （免許の取消し、停止等）

第一百三条 免許（仮免許を除く。以下第百六条までにおいて同じ。）を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止することができる。ただし、第五号に該当する者が前条の規定の適用を受ける者であるときは、当該処分は、その者が同条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後でなければ、すること

することができない。

一・二 (略)

三 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者であること  
が判明したとき。

四・八 (略)

2 免許を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、その者の免許を取り消すことができる。

一・二 (略)

三 自動車等の運転に関し第百十七条の二第一号、第三号又は第六号の違反行為をしたとき（前二号のいずれかに該当する場合を除く。）。

四・五 (略)

4 前項の処分移送通知書が当該公安委員会に送付されたときは、当該

公安委員会は、その者が第一項各号のいずれかに該当する場合（同項

第五号に該当する者が第一百二条の二の規定の適用を受ける者であると

きは、その者が同条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過し

た後に限る。）には、同項の政令で定める基準に従い、その者の免許

を取り消し、又は六月を超えない範囲内において期間を定めて免許の

効力を停止することができるものとし、その者が第二項各号のいずれ

かに該当する場合には、その者の免許を取り消すことができるものとし、処分

移送通知書を送付した公安委員会は、第一項又は第二項の規

ができない。

一・二 (略)

三 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者であること  
とが判明したとき。

四・八 (略)

2 免許を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、その者の免許を取り消すことができる。

一・二 (略)

三 自動車等の運転に関し第百十七条の二第一号又は第三号の違反行為をしたとき（前二号のいずれかに該当する場合を除く。）。

四・五 (略)

4 前項の処分移送通知書が当該公安委員会に送付されたときは、当該

公安委員会は、その者が第一項各号のいずれかに該当する場合（同項

第五号に該当する者が第一百二条の二の規定の適用を受ける者であると

きは、その者が同条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過し

た後に限る。）には、同項の政令で定める基準に従い、その者の免許

を取り消し、又は六月を超えない範囲内において期間を定めて免許の

効力を停止することができるものとし、その者が第二項各号のいずれ

かに該当する場合には、その者の免許を取り消すことができるものとし、処分

移送通知書を送付した公安委員会は、第一項又は第二項の規定にかかる

定にかかわらず、当該事案について、その者の免許を取り消し、又は免許の効力を停止することができないものとする。

5／10 (略)

(免許の効力の仮停止)

第一百三条の二 免許を受けた者が自動車等の運転に関し次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該交通事故を起こした場所を管轄する警察署長は、その者に対し、当該交通事故を起こした日から起算して三十日を経過する日を終期とする免許の効力の停止（以下この条において「仮停止」という。）をすることができる。

一 (略)

二 第百十七条の二第一号、第三号若しくは第六号、第一百十七条の二の二第一号、第三号若しくは第七号、第一百十七条の四第一号の二又は第一百八条第一項第七号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。

三 (略)

2／7 (略)

(罰則 (略))

(臨時適性検査に係る取消し等)

第一百四条の二の三 公安委員会は、第一百二条第一項から第四項までの規定により適性検査を行い、又はこれらの規定による命令をする場合において、当該適性検査を受けるべき者（免許を受けた者に限る。）又は当該命令を受け診断書を提出することとされている者（免許を受けた者に限る。）又は当該命令を受け診断書を提出することとされて

わらず、当該事案について、その者の免許を取り消し、又は免許の効力を停止することができないものとする。

5／10 (略)

(免許の効力の仮停止)

第一百三条の二 免許を受けた者が自動車等の運転に関し次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該交通事故を起こした場所を管轄する警察署長は、その者に対し、当該交通事故を起こした日から起算して三十日を経過する日を終期とする免許の効力の停止（以下この条において「仮停止」という。）をすることができる。

一 (略)

二 第百十七条の二第一号若しくは第三号、第一百十七条の二の二第一号、第三号若しくは第七号、第一百十七条の四第一号の二又は第一百八条第一項第七号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。

三 (略)

2／7 (略)

(罰則 (略))

(臨時適性検査に係る取消し等)

第一百四条の二の三 公安委員会は、第一百二条第一項から第四項までの規定により適性検査を行い、又は同条第一項から第三項までの規定による命令をする場合において、当該適性検査を受けるべき者（免許を受けた者に限る。）又は当該命令を受け診断書を提出することとされている者（免許を受けた者に限る。）又は当該命令を受け診断書を提出することとされて

た者に限る。)が、自動車等の運転により交通事故を起こし、かつ、当該交通事故の状況から判断して、第百三条第一項第一号、第一号の二又は第三号のいずれかに該当する疑いがあると認められるときは、他これに準ずるものとして政令で定めるときは、三月を超えない範囲内で期間を定めてその者の免許の効力を停止することができる。この場合において、当該処分を受けた者がこれらの規定に該当しないことが明らかとなつたときは、速やかに当該処分を解除しなければならない。

2  
(略)

3 第百一条の七第二項の規定による通知を受けた者(免許を受けた者に限る。)が同条第三項の規定に違反して当該通知に係る認知機能検査等を受けないと認めるとき、同条第五項の規定による通知を受けた者(免許を受けた者に限る。)が同条第六項の規定に違反して当該通知に係る講習を受けないと認めるとき、第百二条第一項から第四項までの規定による命令を受けた者(免許を受けた者に限る。)が当該命令に違反したと認めるとき(第一項前段の規定による免許の効力の停止を受けた者にあつては、当該停止の期間が満了するまでの間に命令に応じないと認めるとき)又は同条第六項の規定による通知を受けた者(免許を受けた者に限る。)が同条第七項の規定に違反して当該通知に係る適性検査を受けないと認めるとき(第一項前段の規定による免許の効力の停止を受けた者にあつては、当該停止の期間が満了するまでの間に適性検査を受けないと認めるとき)は、第百一条の七第三項若しくは第六項に規定する期間が通算して一月となる日、第百二条第一項から第四項までに規定する期限の満了の日又は同条第七項の通

いる者(免許を受けた者に限る。)が、自動車等の運転により交通事故を起こし、かつ、当該交通事故の状況から判断して、第百三条第一項第一号、第一号の二又は第三号のいずれかに該当する疑いがあると認められるときは、三月を超えない範囲内で期間を定めてその者の免許の効力を停止することができる。この場合において、当該処分を受けた者がこれらの規定に該当しないことが明らかとなつたときは、速やかに当該処分を解除しなければならない。

2  
(略)

3 第百一条の七第二項の規定による通知を受けた者(免許を受けた者に限る。)が同条第三項の規定に違反して当該通知に係る認知機能検査等を受けないと認めるとき、同条第五項の規定による通知を受けた者(免許を受けた者に限る。)が同条第六項の規定に違反して当該通知に係る講習を受けないと認めるとき、第百二条第一項から第三項までの規定による命令を受けた者(免許を受けた者に限る。)が当該命令に違反したと認めるとき(第一項前段の規定による免許の効力の停止を受けた者にあつては、当該停止の期間が満了するまでの間に命令に応じないと認めるとき)又は同条第六項の規定による通知を受けた者(免許を受けた者に限る。)が同条第七項の規定に違反して当該通知に係る適性検査を受けないと認めるとき(第一項前段の規定による免許の効力の停止を受けた者にあつては、当該停止の期間が満了するまでの間に適性検査を受けないと認めるとき)は、第百一条の七第三項若しくは第六項に規定する期間が通算して一月となる日、第百二条第一項から第三項までに規定する期限の満了の日又は同条第七項の通知

知された期日におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止することができる。ただし、当該認知機能検査等を受けないこと、当該講習を受けないこと、当該命令に応じないこと又は当該適性検査を受けないことについてやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

4 前項の規定による免許の効力の停止は、その者が当該認知機能検査等を受けたとき、当該講習を受けたとき、当該命令に応じたとき又は当該適性検査を受けたときは、その効力を失う。

五百三十三条第三項、第四項及び第九項の規定は、第三項の規定により

された期日におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止することができる。ただし、当該認知機能検査を受けないこと、当該講習を受けないこと、当該命令に応じないこと又は当該適性検査を受けないことについてやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

4 前項の規定による免許の効力の停止は、その者が当該認知機能検査を受けたとき、当該講習を受けたとき、当該命令に応じたとき又は当該適性検査を受けたときは、その効力を失う。

第三百三十三条第三項、第四項及び第九項の規定は、第三項の規定により免許を取り消し、又は免許の効力を九十日（公安委員会が九十日を超えない範囲内においてこれと異なる期間を定めたときは、その期間。第七項において同じ。）以上停止しようとする場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第三百四条第一項の意見の聴取又は聴聞」とあるのは「聴聞」と、同条第四項中「第一項各号のいずれかに該当する場合（同項第五号に該当する者が第三百二条の二の規定の適用を受ける者であるときは、その者が同条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後に限る。）には、同項」とあるのは「第一百一条の七第三項の規定に違反して当該通知に係る認知機能検査等を受けないと認めるとき、同条第六項の規定に違反して当該通知に係る講習を受けないと認めるとき、第一百二条第一項から第四項までの規定による命令に違反したと認めるとき又は同条第七項の規定に違反して当該通知に係る適性検査を受けないと認めるときは、第三百四条の二の三第三項」と、「停止することができるものとし、その者が第二項各

五百三十九条第三項、第四項及び第九項の規定は、第三項の規定により免許を取り消し、又は免許の効力を九十日（公安委員会が九十日を超えない範囲内においてこれと異なる期間を定めたときは、その期間。第七項において同じ。）以上停止しようとする場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第一百四条第一項の意見の聴取又は聴聞」とあるのは「聴聞」と、同条第四項中「第一項各号のいずれかに該当する場合（同項第五号に該当する者が前条の規定の適用を受ける者であるときは、その者が同条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後に限る。）には、同項」とあるのは「第一百一条の七第三項の規定に違反して当該通知に係る認知機能検査を受けないと認めるとき、同条第六項の規定に違反して当該通知に係る講習を受けないと認めるとき、第一百二条第一項から第三項までの規定による命令に違反したと認めるとき又は同条第七項の規定に違反して当該通知に係る適性検査を受けないと認めるときは、第一百四条の二の三第三項」と、「停止することができるものとし、その者が第二項各号のいずれ

号のいずれかに該当する場合には、その者の免許を取り消すことができるものと  
きるものとし」とあるのは「停止することができるものとし」と、「第一項又は  
第一項又は第二項」とあるのは「同項」と、同条第九項中「第一項、  
第二項又は第四項」とあるのは「第一百四条の二の三第三項又は同条第  
五項において準用する第四項」と読み替えるものとする。

6～8 (略)

(若年運転者期間に係る取消し)

第一百四条の二の四 第百八条の三の三の規定による通知を受けた者が第  
百二条の三の規定に違反して講習を受けないと認めるときは、その者  
の住所地を管轄する公安委員会は、その者が受けている特例取得免許  
(自動車等の運転に関する法律若しくはこの法律に基づく命令の規  
定又はこの法律の規定に基づく处分に違反する行為をし、当該行為が  
同条の政令で定める基準に該当することとなつた時点において二十歳  
に達している者にあつては、中型免許を除く。)を取り消さなければ  
ならない。

2 第百八条の二第一項第十四号に掲げる講習を終了した者が当該講習  
を終了した後若年運転者期間が経過することとなるまでの間に自動車  
等の運転に関する法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこ  
の法律の規定に基づく处分に違反する行為をし、当該行為が政令で定  
める基準に該当することとなつたときは、その者の住所地を管轄する  
公安委員会は、その者が受けている特例取得免許(当該行為が当該基  
準に該当することとなつた時点において二十歳に達している者にあつ  
ては、中型免許を除く。)を取り消さなければならぬ。

かに該当する場合には、その者の免許を取り消すことができるものと  
し」とあるのは「停止することができるものとし」と、「第一項又は  
第二項」とあるのは「同項」と、同条第九項中「第一項、第二項又は  
第四項」とあるのは「第一百四条の二の三第三項又は同条第五項におい  
て準用する第四項」と読み替えるものとする。

6～8 (略)

(新設)

3

公安委員会は、前二項の規定により特例取得免許を取り消そうとする場合において、当該処分に係る者がその住所を他の公安委員会の管轄区域内に変更していたときは、当該処分に関する第六項本文において準用する第一百四条の意見の聴取を終了している場合を除き、速やかに現にその者の住所地を管轄する公安委員会に内閣府令で定める処分移送通知書を送付しなければならない。

4

前項の处分移送通知書の送付を受けた公安委員会は、第一百八条の三の規定による通知を受けた者が第一百二条の三の規定に違反して講習を受けないと認めるとき又は第一百八条の二第一項第十四号に掲げる講習を終了した者が当該講習を終了した後若干年運転者期間が経過することとなるまでの間に自動車等の運転に關しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分に違反する行為をし、当該行為が第二項の政令で定める基準に該当することとなつたときは、その者が受けている特例取得免許（第一項又は第二項に規定する時点において二十歳に達している者につては、中型免許を除く。）を取り消さなければならない。この場合において、处分移送通知書を送付した公安委員会は、第一項又は第二項の規定にかかるらず、その者の特例取得免許を取り消すことができない。

5 | 第三項の規定は、公安委員会が前項の規定により特例取得免許を取り消そうとする場合について準用する。

6 | 第百四条の規定は、第一項、第二項又は第四項の規定により特例取得免許を取り消す場合について準用する。ただし、第一項又は第四項（第一百八条の三の三の規定による通知を受けた者が第一百二条の三の規定に違反して講習を受けないと認めるときに係る部分に限る。）の規

定により特例取得免許を取り消す場合においては、第一百四条第三項の規定は、準用しない。

7 | 第一項、第二項又は第四項の規定により特例取得免許を取り消された時におけるその者の住所が当該処分をした公安委員会以外の公安委員会の管轄区域内にあるときは、当該処分をした公安委員会は、速やかに当該処分をした旨をその者の住所地を管轄する公安委員会に通知しなければならない。

(免許の取消し又は効力の停止に係る書面の交付等)

第一百四条の三 第百三条第一項、第二項若しくは第四項、第一百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、第一百四条の二の三第一項若しくは第三項、同条第五項において準用する第一百三条第四項又は前条第一項、第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し又は効力の停止は、内閣府令で定めるところにより、当該取消し又は効力の停止は、内閣府令で定めるところにより、当該取消し又は効力の停止に係る者に対し当該取消し又は効力の停止の内容及び理由を記載した書面を交付して行うものとする。

2 ～ 9 (略)

(国家公安委員会への報告)

第一百六条 公安委員会は、第九十条第一項本文若しくは第一百四条の四第三項の規定により免許を与え、第九十一条若しくは第九十二条の二第二項の規定により条件を付し、若しくはこれを変更し、第九十四条第一項の規定による届出を受け、同条第二項の規定による免許証の再交付をし、第一百一条第六項若しくは第一百一条の二第四項の規定により免

(免許の取消し又は効力の停止に係る書面の交付等)

第一百四条の三 第百三条第一項、第二項若しくは第四項、第一百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、前条第一項若しくは第三項又は同条第五項において準用する第一百三条第四項の規定による免許の取消し又は効力の停止は、内閣府令で定めるところにより、当該取消し又は効力の停止に係る者に対し当該取消し又は効力の停止の内容及び理由を記載した書面を交付して行うものとする。

2 ～ 9 (略)

(国家公安委員会への報告)

第一百六条 公安委員会は、第九十条第一項本文若しくは第一百四条の四第三項の規定により免許を与え、第九十一条若しくは第九十二条の二第二項の規定により条件を付し、若しくはこれを変更し、第九十四条第一項の規定による届出を受け、同条第二項の規定による免許証の再交付をし、第一百一条第六項若しくは第一百一条の二第四項の規定により免許証の更新をし、第一百二条第六

許証の更新をし、第一百二条第六項の規定による通知をし、第一百四条の四第六項（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定により運転経歴証明書を交付し、第九十条第一項ただし書、第二項、第五項、第六項、第九項、第十項若しくは第十二項、第九十七条の三第三項、第一百三条第一項、第二項、第四項、第七項、第八項若しくは第十項、第一百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、第一百四条の二の三第一項若しくは第三項、同条第五項において準用する第一百三条第四項、第一百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項若しくは第一百四条の四第二項の規定による処分をし、若しくは第九十条第八項、第一百二条第一項から第四項まで若しくは第一百三条第六項の規定による命令をしたとき、警察署長が第一百三条の二第一項の規定による処分をしたとき、又は自動車等の運転者が自動車等の運転に関するこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく处分に違反したとき（内閣府令で定める場合に限る。）、重大違反唆し等若しくは道路外致死傷（内閣府令で定めるものに限る。）をしたとき、認知機能検査を受けたとき、第一百条の二第一項の規定による再試験を受けたとき、若しくは第一百八条の二第一項第二号、第十号、第十三号若しくは第十四号に掲げる講習を受けたとき、その他自動車等の運転者について自動車等の運転に関する内閣府令で定める事由が生じたときは、内閣府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、免許に関する事務の適正を図るために、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

項の規定による通知をし、第百四条の四第六項（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定により運転経歴証明書を交付し、第九十条第一項ただし書、第一項、第五項、第六項、第九項、第十項若しくは第十二項、第九十七条の三第三項、第一百三条第一項、第二項、第四項、第七項、第八項若しくは第十項、第一百四条の二の二第一項、第二項、第三項若しくは第四項、第一百四条の二の三第一項若しくは第三項、同条第五項において準用する第一百三条第四項若しくは第一百四条の四第二項の規定による処分をし、若しくは第九十条第八項、第一百二条第一項から第三項まで若しくは第一百三条第六項の規定による命令をしたとき、警察署長が第一百三条の二第一項の規定による処分をしたとき、又は自動車等の運転者が自動車等の運転に関するこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分に違反したとき（内閣府令で定める場合に限る。）、重大違反唆し等若しくは道路外致死傷（内閣府令で定めるものに限る。）をしたとき、認知機能検査を受けたとき、第一百条の二第一項の規定による再試験を受けたとき、若しくは第一百八条の二第一項第二号、第十号若しくは第十三号に掲げる講習を受けたとき、その他自動車等の運転者について自動車等の運転に関し内閣府令で定める事由が生じたときは、内閣府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において国家公安委員会は、免許に関する事務の適正を図るため、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

(仮免許の取消し)

第一百六条の二 (略)

2 第百一条の七第二項の規定による通知を受けた者（仮免許を受けた者に限る。）が同条第三項の規定に違反して当該通知に係る認知機能検査等を受けないと認めるとき、同条第五項の規定による通知を受けた者（仮免許を受けた者に限る。）が同条第六項の規定に違反して当該通知に係る講習を受けないと認めるとき、第百二条第一項から第四項までの規定による命令を受けた者（仮免許を受けた者に限る。）が当該命令に違反したと認めるとき又は同条第六項の規定による通知を受けた者（仮免許を受けた者に限る。）が当該通知に係る適性検査を受けないと認めるときは、第一百一条の七第三項若しくは第六項に規定する期間が通算して一月となる日、第百二条第一項から第四項までに規定する期限の満了の日又は同条第七項の通知された期日におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の仮免許を取り消すことができる。ただし、当該認知機能検査等を受けないこと、当該講習を受けないこと、当該命令に応じないこと又は当該適性検査を受けないことについてやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(免許証の返納等)

第一百七条 (略)

2 第百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、第一百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項又は第百四条の四第二項の規定により免許を取り消された者がなお他の種類の免許を受けている場合において、前項の規定により免許証を返納したときは、

(仮免許の取消し)

第一百六条の二 (略)

2 第百一条の七第二項の規定による通知を受けた者（仮免許を受けた者に限る。）が同条第三項の規定に違反して当該通知に係る認知機能検査等を受けないと認めるとき、同条第五項の規定による通知を受けた者（仮免許を受けた者に限る。）が同条第六項の規定に違反して当該通知に係る講習を受けないと認めるとき、第百二条第一項から第三項までの規定による命令を受けた者（仮免許を受けた者に限る。）が当該命令に違反したと認めるとき又は同条第六項の規定による通知を受けた者（仮免許を受けた者に限る。）が当該通知に係る適性検査を受けないと認めるときは、第一百一条の七第三項若しくは第六項に規定する期間が通算して一月となる日、第百二条第一項から第三項までに規定する期限の満了の日又は同条第七項の通知された期日におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の仮免許を取り消すことができる。ただし、当該認知機能検査等を受けないこと、当該講習を受けないこと、当該命令に応じないこと又は当該適性検査を受けないことについてやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(免許証の返納等)

第一百七条 (略)

2 第百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、第一百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項又は第百四条の四第二項の規定により免許を取り消された者がなお他の種類の免許を受けている場合において、前項の規定により免許証を返納したときは、

いて、前項の規定により免許証を返納したときは、公安委員会は、当該他の種類の免許に係る免許証を交付するものとする。

3・4 (略)

(罰則) (略)

(自動車等の運転禁止等)

第一百七条の五 (略)

2 国際運転免許証等を所持する者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、三年以上十年を超えない範囲内で期間を定めてその者に対し、当該国際運転免許証等に係る自動車等の運転を禁止することができる。

一・二 (略)

三 自動車等の運転に関し第一百七条の二第一号、第三号又は第六号の違反行為をしたとき（前二号のいずれかに該当する場合を除く。）。

4 (略)  
3～8 (略)

9 第百三条第三項から第五項まで及び第九項の規定は、第一項又は第二項の規定により自動車等の運転を禁止する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第一項各号のいずれかに該当する場合（同項第五号に該当する者が第一百二条の二の規定の適用を受ける者であるときは、その者が同条に規定する講習を受けないで同条の期

公安委員会は、当該他の種類の免許に係る免許証を交付するものとする。

3・4 (略)

(罰則) (略)

(自動車等の運転禁止等)

第一百七条の五 (略)

2 国際運転免許証等を所持する者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、三年以上十年を超えない範囲内で期間を定めてその者に対し、当該国際運転免許証等に係る自動車等の運転を禁止することができる。

一・二 (略)

三 自動車等の運転に関し第一百七条の二第一号又は第三号の違反行為をしたとき（前二号のいずれかに該当する場合を除く。）。

4 (略)  
3～8 (略)

9 第百三条第三項から第五項まで及び第九項の規定は、第一項又は第二項の規定により自動車等の運転を禁止する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第一項各号のいずれかに該当する場合（同項第五号に該当する者が第一百二条の二の規定の適用を受ける者であるときは、その者が同条に規定する講習を受けないで同条の期

間を経過した後に限る。）には、同項の政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は六月を超えない範囲内において期間を定めて免許の効力を停止することができるものとし、その者が第二項各号のいずれかに該当する場合には、その者の免許を取り消すことができる」とあるのは、「第百七条の五第一項各号のいずれかに該当するものであるとき（同項第二号に該当する者が第百七条の四の二において準用する第百二条の二の規定の適用を受ける者であるときは、その者が第百七条の四の二において準用する第百二条の二に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後に限る。）は、同項の政令で定める基準に従い、五年を超えない範囲内で期間を定めて、その者が第一百七条の五第二項各号のいずれかに該当するものであるときは、同項の政令で定める基準に従い、三年以上十年を超えない範囲内で期間を定めて、その者に対し、当該国際運転免許証等に係る自動車等の運転を禁止することができる」と読み替えるものとする。

10・11（略）

（罰則）  
（略）

（講習）

第一百八条の二 公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる講習を行うものとする。

一～十三（略）

十四 基準該当若年運転者（免許の効力が停止されている者を除く。）に対する特例取得免許に係る自動車の運転に関する講習

十五（略）

した後に限る。）には、同項の政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は六月を超えない範囲内において期間を定めて免許の効力を停止することができるものとし、その者が第二項各号のいずれかに該当する場合には、その者の免許を取り消すことができる」とあるのは、「第百七条の五第一項各号のいずれかに該当するものであるとき（同項第二号に該当する者が第百七条の四の二において準用する前条の規定の適用を受ける者であるときは、その者が第百七条の四の二において準用する前条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後に限る。）は、同項の政令で定める基準に従い、五年を超えない範囲内で期間を定めて、その者が第百七条の五第二項各号のいずれかに該当するものであるときは、同項の政令で定める基準に従い、三年以上十年を超えない範囲内で期間を定めて、その者に対し、当該国際運転免許証等に係る自動車等の運転を禁止することができる」と読み替えるものとする。

10・11（略）

（罰則）  
（略）

（講習）

第一百八条の二 公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる講習を行うものとする。

一～十三（略）

（新設）

十四（略）

(略)

3 公安委員会は、内閣府令で定める者に第一項第一号、第三号から第九号まで、第十一号から第十三号まで若しくは第十五号に掲げる講習又は前項に規定する講習の実施を委託することができる。

(削る)

(略)

3 公安委員会は、内閣府令で定める者に第一項第一号、第三号から第九号まで若しくは第十一号から第十四号までに掲げる講習又は前項に規定する講習の実施を委託することができる。

4 前項の規定により第一項第十二号に掲げる講習（第九十七条の二第一項第三号イ、第一百一条の四第一項又は第一百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）の実施の委託を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員又はこれらの者であつた者は、その委託された業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(削る)

(若年運転者講習の手続)

第一百八条の三の三 公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、基

準該当若年運転者に対し、その者が自動車等の運転に関するこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく处分に違反する行為をし、当該行為が第二百二条の三の政令で定める基準に該当することとなつた後速やかに、第一百八条の二第一項第十四号に掲げる講習（以下「若年運転者講習」という。）を行う旨を書面で通知しなければならない。

(新設)

(講習通知事務の委託)

第一百八条の三の四 公安委員会は、第一百八条の三第一項又は前二条の規定による通知の実施に係る事務（次項において「講習通知事務」とい

う）

(講習通知事務の委託)

第一百八条の三の三 公安委員会は、第一百八条の三第一項又は前条の規定による通知の実施に係る事務（次項において「講習通知事務」という）

う。）の全部又は一部を内閣府令で定める法人に委託することができる。

。）の全部又は一部を内閣府令で定める法人に委託することができる。

2

（略）

（罰則 第二項については第百十七条の五第二号）

（自転車運転者講習の受講命令）

**第一百八条の三の五** 公安委員会は、自転車の運転に関する法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく处分に違反する行為であつて道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるものとして政令で定めるもの（次条において「危険行為」という。）を反復してした者が、更に自転車を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該期間内に行われる**第一百八条の二第一項第十五号**に掲げる講習（次条において「自転車運転者講習」という。）を受けるべき旨を命ずることができる。

（罰則 （略））

（自転車運転者講習の受講命令等の報告）

**第一百八条の三の六** （略）

（指定講習機関）

第一百八条の四 公安委員会は、次の各号に掲げる講習を、それぞれ当該各号に定める要件に該当すると認められるものとして指定する者（以

2

（略）

（罰則 第二項については第百十七条の五第三号）

（自転車運転者講習の受講命令）

**第一百八条の三の四** 公安委員会は、自転車の運転に関する法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく处分に違反する行為であつて道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるものとして政令で定めるもの（次条において「危険行為」という。）を反復してした者が、更に自転車を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該期間内に行われる**第一百八条の二第一項第十四号**に掲げる講習（次条において「自転車運転者講習」という。）を受けるべき旨を命ずることができる。

（罰則 （略））

（自転車運転者講習の受講命令等の報告）

**第一百八条の三の五** （略）

（指定講習機関）

第一百八条の四 公安委員会は、次の各号に掲げる講習を、それぞれ当該各号に定める要件に該当すると認められるものとして指定する者（以

下「指定講習機関」という。）に行わせることができる。

一 第百八条の二第一項第二号に掲げる講習（以下この条及び次条第一項において「取消処分者講習」という。）自動車等の運転に必要な適性に関する調査及びこれに基づく指導（以下「運転適性指導」という。）について専門的知識を有する者として国家公安委員会規則で定める者（第三号及び次条において「運転適性指導員」という。）が置かれていることその他取消処分者講習を適正かつ確実に行うために必要なものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合すること。

二 初心運転者講習 自動車等の運転に必要な技能及び知識に関する指導（次条において「運転習熟指導」という。）について高度の能力建有する者として国家公安委員会規則で定める者（同条において「運転習熟指導員」という。）が置かれていることその他初心運転者講習を適正かつ確実に行うために必要なものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合すること。

三 若年運転者講習 運転適性指導員が置かれていることその他若年運転者講習を適正かつ確実に行うために必要なものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合すること。

3・4 （略）

（運転適性指導員等）

下「指定講習機関」という。）に行わせることができる。

一 第百八条の二第一項第二号に掲げる講習（以下この条及び次条第一項において「取消処分者講習」という。）自動車等の運転に必要な適性に関する調査及びこれに基づく指導（以下「運転適性指導」という。）について専門的知識を有する者として国家公安委員会規則で定める者（次条において「運転適性指導員」という。）が置かれていることその他取消処分者講習を適正かつ確実に行うために必要なものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合すること。

二 初心運転者講習 自動車等の運転に必要な技能及び知識に関する指導（次条において「運転習熟指導」という。）について高度の能力建有する者として国家公安委員会規則で定める者（次条において「運転習熟指導員」という。）が置かれていることその他初心運転者講習を適正かつ確実に行うために必要なものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合すること。

（新設）

2 前項の規定による指定は、取消処分者講習又は初心運転者講習（以下「特定講習」という。）を行おうとする者の申請により行う。

3・4 （略）

（運転適性指導員等）

第一百八条の五 取消処分者講習又は若年運転者講習を行う指定講習機関は、運転適性指導には、運転適性指導員以外の者を従事させてはならない。

2・3 (略)

(秘密保持義務等)

第一百八条の七 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第百十七条の五第二号)

第一百八条の十八 (略)

(秘密保持義務)

(罰則 第百十七条の五第二号)

(都道府県交通安全活動推進センター)

第一百八条の三十一 (略)

2・8 (略)

(罰則 第五項については第百十七条の五第二号)

(運転免許取得者等教育の認定)

第一百八条の三十二の二 免許（仮免許を除く。）を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者に対しその運転技能を向上させるとともに道路交通に関する知識を深めさせるための教育（以下「運転免許取得者等教育」という。）を、自動車教習所である施設その他

第一百八条の五 取消処分者講習を行う指定講習機関は、運転適性指導には、運転適性指導員以外の者を従事させてはならない。

2・3 (略)

(秘密保持義務等)

第一百八条の七 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第百十七条の五第三号)

第一百八条の十八 (略)

(秘密保持義務)

(罰則 第百十七条の五第三号)

(都道府県交通安全活動推進センター)

第一百八条の三十一 (略)

2・8 (略)

(罰則 第五項については第百十七条の五第三号)

(運転免許取得者教育の認定)

第一百八条の三十二の二 免許（仮免許を除く。）を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者に対しその運転技能を向上させるとともに道路交通に関する知識を深めさせるための教育（以下「運転免許取得者等教育」という。）を、自動車教習所である施設その他の施設を用いて行う者は、国家公安委員会

の施設を用いて行う者は、国家公安委員会規則で定めるその課程の区分ごとに、当該施設の所在地を管轄する公安委員会に申請して、当該施設において当該課程により行う運転免許教育を効果的かつ適切に行うことができる者として国家公安委員会規則で定める者により行われるものである。

一 教習指導員資格者証の交付を受けた者その他の運転免許取得者等教育を効果的かつ適切に行うことができる者として国家公安委員会規則で定める者により行われるものであること。

二 第九十九条第一項第四号の政令で定める基準に適合した設備その他運転免許取得者等教育を効果的かつ適切に行うための設備として国家公安委員会規則で定める設備を用いて行われるものであること。

三 当該課程が、交通安全教育指針に従つて行われるものであり、かつ、次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ 第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習と同等の効果がある

課程の基準として国家公安委員会規則で定める基準

ロ 第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習と同等の効果がある

課程の基準として国家公安委員会規則で定める基準

ハ イ及びロに掲げるもののほか、運転技能を向上させるとともに道路交通に関する知識を深めさせる効果がある課程の基準として国家公安委員会規則で定める基準

(略)

3 2  
運転免許取得者等教育を行う者は、当該運転免許取得者等教育の課程について、第一項の認定を受けないで、公安委員会認定という文字を冠した名称を用いてはならない。

規則で定めるその課程の区分ごとに、当該施設の所在地を管轄する公安委員会に申請して、当該施設において当該課程により行う運転免許教育を効果的かつ適切に行うことができる者として国家公安委員会規則で定める者により行われるものである。

一 教習指導員資格者証の交付を受けた者その他の運転免許取得者等教育を効果的かつ適切に行うことができる者として国家公安委員会規則で定める者により行われるものであること。

二 第九十九条第一項第四号の政令で定める基準に適合した設備その他運転免許取得者等教育を効果的かつ適切に行うための設備として国家公安委員会規則で定める設備を用いて行われるものであること。

三 交通安全教育指針に従つて行われるものであり、かつ、当該課程が国家公安委員会規則で定める基準に適合するものであること。

3 2  
(略)  
運転免許取得者等教育を行う者は、当該運転免許取得者等教育の課程について、第一項の認定を受けないで、公安委員会認定という文字を冠した名称を用いてはならない。

第九十八条第三項から第五項までの規定は、第一項の認定を受けて運転免許取得者等教育を行ふ者について準用する。この場合において、同条第三項中「自動車の運転に関する教習」とあるのは「第一百八条の三十二条の二第一項の認定を受けた同項の運転免許取得者等教育」と、「自動車教習所における教習」とあるのは「運転免許取得者等教育」と、同条第四項中「自動車教習所における自動車の運転に関する技能又は知識の教習」とあるのは「第一百八条の三十二条の二第一項の運転免許取得者等教育」と読み替えるものとする。

5 公安委員会は、第一項の認定を受けた運転免許取得者等教育が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

6  
（罰則）（略）

(運転免許取得者等検査の認定)

第一百八条の三十二の三 免許を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者に対し加齢に伴つて生ずるその者の身体の機能又は運転の技能の低下が自動車等の運転に及ぼす影響を確認するための検査（以下「運転免許取得者等検査」という。）を、自動車教習所である施設その他の施設を用いて行う者は、国家公安委員会規則で定めるその方法の区分ごとに、当該施設の所在地を管轄する公安委員会に申請して、当該施設において当該方法により行う運転免許取得者等検査が次の各号のいずれにも適合している旨の認定を受けることができる。

4 第九十八条第三項から第五項までの規定は、第一項の認定を受けて、運転免許取得者教育を行う者について準用する。この場合において、同条第三項中「自動車の運転に関する教習」とあるのは「第一百八条の三十二条の二第一項の認定を受けた同項の運転免許取得者教育」と、「自動車教習所における教習」とあるのは「運転免許取得者教育」と、同条第四項中「自動車教習所における自動車の運転に関する技能又は知識の教習」とあるのは「第一百八条の三十二条の二第一項の運転免許取得者教育」と読み替えるものとする。

5 公安委員会は、第一項の認定を受けた運転免許取得者教育が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

6  
罰則

(新設)

- 一 公安委員会が運転免許取得者等検査に関する技能及び知識に関する審査に合格した者その他の運転免許取得者等検査を効果的かつ適切に行うことができる者として国家公安委員会規則で定める者により行われるものであること。

- 二 第九十九条第一項第四号の政令で定める基準に適合した設備その他、運転免許取得者等検査を効果的かつ適切に行うための設備として、国家公安委員会規則で定める設備を用いて行われるものであること。

- 三 当該方法が次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること

認知機能検査と同等の効果がある方法の基準として国家公安委員会規則で定める基準

ハイ及びロに掲げるもののほか、加齢に伴つて生ずる身体の機能又は運転の技能の低下が自動車等の運転に及ぼす影響を確認する効果がある方法の基準として国家公安委員会規則で定める基準

二項から前項まで及び次条第一項」と、「第一項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

(罰則 第二項については第一百二十二条の二)

(免許の拒否等に関する規定の適用の特例)

第一百八条の三十三 道路運送車両法第十九条、第五十八条第一項若しくは第七十三条第一項（同法第九十七条の三第二項において準用する場合を含む。）、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）

第五条又は自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第一百四十五条）第十一条第一項若しくは第二項の規定は、第六十七条第二項、第九十条第一項第四号若しくは第五号、第九十二条の二第一項、第九十七条の二第一項第三号イ、第一百条の二第一項本文若しくは同項第四号、第一百一条の四第三項、第一百二条の二、第一百二条の三、第一百三条第一項第五号、第一百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四项、第一百六条、第一百七条の五第一項第二号、第一百八条の三の三又は次条の規定の適用については、この法律の規定とみなす。

(特定の交通の規制等の手続)

第一百十条の二 (略)

2 4 (略)

5 公安委員会は、第四条第一項の規定に基づき、第四十四条第一項又是第四十五条第一項の道路標識等により路上駐車場が設けられている道路の部分における停車及び駐車又は駐車を禁止しようとするときは、その禁止しようとする旨及び禁止の期間について当該路上駐車場を設置し

(免許の拒否等に関する規定の適用の特例)

第一百八条の三十三 道路運送車両法第十九条、第五十八条第一項若しくは第七十三条第一項（同法第九十七条の三第二項において準用する場合を含む。）、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）

第五条又は自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第一百四十五条）第十一条第一項若しくは第二項の規定は、第六十七条第二項、第九十条第一項第四号若しくは第五号、第九十二条の二第一項、第一百条の二第一項本文若しくは同項第四号、第一百二条の二、第一百三条第一項第五号、第一百六条、第一百七条の五第一項第二号又は次条の規定の適用については、この法律の規定とみなす。

(特定の交通の規制等の手続)

第一百十条の二 (略)

2 4 (略)

5 公安委員会は、第四条第一項の規定に基づき、第四十四条第一項又是第四十五条第一項の道路標識等により路上駐車場が設けられている道路の部分における停車及び駐車又は駐車を禁止しようとするときは、その禁止しようとする旨及び禁止の期間について当該路上駐車場を設置し

設置した地方公共団体の意見を聴いた上で、期間を定めて行わなければならぬ。この場合において、緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、当該地方公共団体の意見を聴かないで当該禁止をすることができるものとし、当該禁止をしたときは、速やかに当該禁止をした旨及び禁止の期間を通知しなければならない。

6・7 (略)

(免許等に関する手数料)

第一百十二条 都道府県は、第六章（第一百四条の四第六項（第一百五条第二項において準用する場合を含む。）を除く。）及び第六章の二の規定により公安委員会が行うものとされている事務に係る手数料の徴収については、次の各号に掲げる者から、それぞれ当該各号に定める手数料の種別ごとに政令で定める区分に応じて、物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額を標準とする額を加えた額を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

一～五の三 (略)

五の四 運転技能検査を受けようとする者

運転技能検査手数料

六 第九十五条又は第九十五条の二第二項の規定により運転することができる自動車等の種類を限定された者で、その限定の全部又は一部の解除を受けるため、公安部の解除を受けるため、公安委員会の審査を受けようとするもの

審査手数料

七～十二 (略)

十三 初心運転者講習、第一百八条の二第一項第十三号に掲げる講習又

た地方公共団体の意見をきいた上で、期間を定めて行なわなければならぬ。この場合において、緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、当該地方公共団体の意見をきかないで当該禁止をすることができるものとし、当該禁止をしたときは、すみやかに当該禁止をした旨及び禁止の期間を通知しなければならない。

6・7 (略)

(免許等に関する手数料)

第一百十二条 都道府県は、第六章（第一百四条の四第六項（第一百五条第二項において準用する場合を含む。）を除く。）及び第六章の二の規定により公安委員会が行うものとされている事務に係る手数料の徴収については、次の各号に掲げる者から、それぞれ当該各号に定める手数料の種別ごとに政令で定める区分に応じて、物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額に人件費に対応する部分として政令で定める額を標準とする額を加えた額を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

一～五の三 (略)

(新設)

六 第九十五条の規定により運転することができる自動車等の種類を限定された者で、その限定の全部又は一部の解除を受けるため、公安部の解除を受けるため、公安委員会の審査を受けようとするもの

審査手数料

七～十二 (略)

十三 初心運転者講習又は第一百八条の二第一項第十三号に掲げる講習又

(行政手続法の適用除外)

第一百十三条の二 第七十七条第四項の規定による条件の変更及び新たな条件の付加並びに同条第五項の規定による許可の取消し及び効力の停止、第九十条第五項の規定による免許の取消し及び効力の停止、同条第六項の規定による免許の取消し並びに同条第九項又は第十項の規定による免許を受けることができない期間の指定、第九十七条の三第三項の規定による運転免許試験を受けることができないものとする措置（同条第一項の合格の決定の取消しに係るものに限る。）、第一百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し及び効力の停止（同条第一項第五号に係るものに限る。）、同条第二項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第二項第一号から第四号までのいずれかに係るものに限る。）並びに同条第七項又は第八項の規定による免許を受けることができない期間の指定、第一百四条の二の二第二項若しくは第四項又は第一百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し、第一百六条の二の規定による仮免許の取消し並びに第百七条の五第一項又は同条第九項において準用する第一百三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止（第百七条の五第一項第二号に係るものに限る。）及び第百七条の五第二項又は同条第九項において準用する第一百三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止（第百七条の五第九項において準用する第一百三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止にあつては、第百七条の五第二項に係るものに限る。）について、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）

(行政手続法の適用除外)

第一百十三条の二 第七十七条第四項の規定による条件の変更及び新たな条件の付加並びに同条第五項の規定による許可の取消し及び効力の停止、第九十条第五項の規定による免許の取消し及び効力の停止、同条第六項の規定による免許の取消し並びに同条第九項又は第十項の規定による免許を受けることができない期間の指定、第九十七条の三第三項の規定による運転免許試験を受けることができないものとする措置（同条第一項の合格の決定の取消しに係るものに限る。）、第一百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し及び効力の停止（同条第一項第五号に係るものに限る。）、同条第二項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第二項第一号から第四号までのいずれかに係るものに限る。）並びに同条第七項又は第八項の規定による免許を受けことができない期間の指定、第一百四条の二の二第二項又は第四項の規定による免許の取消し、第一百六条の二の二の規定による仮免許の取消し並びに第百七条の五第一項又は同条第九項において準用する第一百三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止（第百七条の五第一項第二号に係るものに限る。）及び第百七条の五第二項又は同条第九項において準用する第一百三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止（第百七条の五第九項において準用する第一百三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止にあつては、第百七条の五第二項に係るものに限る。）については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）

ては、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

（略）

第一百七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一・二 （略）

三 第六十六条（過労運転等の禁止）の規定に違反した者（麻薬、大麻、あへん、覚醒剤又は毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第三条の三の規定に基づく政令で定める物の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転した者に限る。）

四・五 （略）

六 次条第十一号の罪を犯し、よつて高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた者

第一百七条の二の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・十 （略）

十一 他の車両等の通行を妨害する目的で、次のいずれかに掲げる行為であつて、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものとした者

イ 第十七条（通行区分）第四項の規定の違反となるような行為  
ロ 第二十四条（急ブレーキの禁止）の規定に違反する行為

（略）の規定は、適用しない。

第一百七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一・二 （略）

三 第六十六条（過労運転等の禁止）の規定に違反した者（麻薬、大麻、あへん、覚せい剤又は毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第三条の三の規定に基づく政令で定める物の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転した者に限る。）

四・五 （略）  
(新設)

第一百七条の二の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・十 （略）

(新設)

第一百七条の二の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

ハ 第二十六条（車間距離の保持）の規定の違反となるような行為  
ニ 第二十六条の二（進路の変更の禁止）第二項の規定の違反となるような行為

ホ 第二十八条（追越しの方法）第一項又は第四項の規定の違反となるような行為  
ヘ 第五十二条（車両等の灯火）第二項の規定に違反する行為  
ト 第五十四条（警音器の使用等）第二項の規定に違反する行為  
チ 第七十一条（安全運転の義務）の規定に違反する行為  
リ 第七十五条の四（最低速度）の規定の違反となるような行為  
ヌ 第七十五条の八（停車及び駐車の禁止）第一項の規定の違反となるような行為

十二 (略)

第一百十七条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第五十一条の三（車両移動保管関係事務の委託）第二項、第五十条の十二（放置車両確認機関）第六項、第五十一条の十五（放置違反金関係事務の委託）第二項又は第一百八条（免許関係事務の委託）第二項の規定に違反した者

一の二・二 (略)

第一百十七条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

第一百十七条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第五十一条の三（車両移動保管関係事務の委託）第二項、第五十条の十二（放置車両確認機関）第六項、第五十一条の十五（放置違反金関係事務の委託）第二項、第一百八条（免許関係事務の委託）第二項又は第一百八条の二（講習）第四項の規定に違反した者

一の二・二 (略)

第一百十七条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

(削る)

二 第百八条の三の四（講習通知事務の委託）第二項、第百八条の七（秘密保持義務等）第一項、第百八条の十八（秘密保持義務）又は第百八条の三十一（都道府県交通安全活動推進センター）第五項の規定に違反した者

第一百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一～十四 （略）

十五 第九十一条（免許の条件）若しくは第九十一条の二（申請による免許の条件の付与等）第二項の規定により公安委員会が付し、若しくは変更した条件に違反し、又は第百七条の四（臨時適性検査）第三項の規定による公安委員会の命令に違反して自動車又は原動機付自転車を運転した者

2 （略）

第一百十九条の二 次の各号のいずれかに該当する行為（第一号及び第二号に掲げる行為にあつては、その行為が車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為に該当するとき又はその行為をした場合において車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為をしたときに限る。）をした者は、十五万円以下の罰金に処する。

一 第四十四条（停車及び駐車を禁止する場所）第一項、第四十五条（駐車を禁止する場所）第一項若しくは第二項、第四十八条（停車又は駐

二 第五十一条の二（違法駐車に対する措置）第十項の規定に違反して車輪止め装置を破損し、又は取り除いた者

三 第百八条の三の三（講習通知事務の委託）第二項、第百八条の七（秘密保持義務等）第一項、第百八条の十八（秘密保持義務）又は第百八条の三十一（都道府県交通安全活動推進センター）第五項の規定に違反した者

第一百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一～十四 （略）

十五 第九十一条（免許の条件）の規定により公安委員会が付し、若しくは変更した条件に違反し、又は第百七条の四（臨時適性検査）第三項の規定による公安委員会の命令に違反して自動車又は原動機付自転車を運転した者

2 （略）

第一百十九条の二 次の各号のいずれかに該当する行為（第一号及び第二号に掲げる行為にあつては、その行為が車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為に該当するとき又はその行為をした場合において車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為をしたときに限る。）をした者は、十五万円以下の罰金に処する。

一 第四十四条（停車及び駐車を禁止する場所）第一項、第四十五条（駐車を禁止する場所）第一項若しくは第二項、第四十八条（停車又は駐

又は駐車の方法の特例)、第四十九条の二(時間制限駐車区間における駐車の方法等)第三項又は第四十九条の四(高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車の禁止)の規定の違反となるような行為

二・三 (略)

2  
(略)

第一百十九条の三 次の各号のいずれかに該当する者(第一号から第四号までに掲げる者にあつては、前条第一項の規定に該当する者を除く。)は、十万円以下の罰金に処する。

一 第四十四条(停車及び駐車を禁止する場所)第一項、第四十五条(駐車を禁止する場所)第一項若しくは第二項、第四十八条(停車又は駐車の方法の特例)、第四十九条の二(時間制限駐車区間における駐車の方法等)第二項若しくは第三項、第四十九条の四(高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車の禁止)又は第四十九条の五(時間制限駐車区間における駐車の特例)後段の規定の違反となるような行為をした者(第四十九条の三第二項の規定の違反となるような行為をした者にあつては、次号に該当する者を除く。)

二・八 (略)

2  
(略)

第一百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一・六 (略)

車の方法の特例)、第四十九条の三(時間制限駐車区間における駐車の方法等)第三項又は第四十九条の四(高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車の禁止)の規定の違反となるような行為

二・三 (略)

2  
(略)

第一百十九条の三 次の各号のいずれかに該当する者(第一号から第四号までに掲げる者にあつては、前条第一項の規定に該当する者を除く。)は、十万円以下の罰金に処する。

一 第四十四条(停車及び駐車を禁止する場所)、第四十五条(駐車を禁止する場所)第一項若しくは第二項、第四十八条(停車又は駐車の方法の特例)、第四十九条の三(時間制限駐車区間における駐車の方法等)第二項若しくは第三項、第四十九条の四(高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車の禁止)又は第四十九条の五(時間制限駐車区間における駐車の特例)後段の規定の違反となるような行為をした者(第四十九条の三第二項の規定の違反となるような行為をした者にあつては、次号に該当する者を除く。)

二・八 (略)

2  
(略)

第一百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一・六 (略)

十七 第百八条の三の五（自転車運転者講習の受講命令）の規定による公安委員会の命令に従わなかつた者

2  
（略）

第一百二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

一（八）（略）

九 第四十五条の二（高齢運転者等標章自動車の停車又は駐車の特例）第四項、第五十一条の四（放置違反金）第二項、第六十三条（車両の検査等）第七項、第七十五条（自動車の使用者の義務等）第十一项（第七十五条の二（自動車の使用者の義務等）第三項において準用する場合を含む。）、第七十八条（許可の手続）第四項、第九十四条（免許証の記載事項の変更届出等）第一項、第一百三条の二（免許の効力の仮停止）第三項（第一百七条の五（自動車等の運転禁止等）第十項において準用する場合を含む。）、第一百七条（免許証の記載事項の変更届出等）第一項、第一百三条の二（免許の効力の仮停止）第三項（第一百七条の五（自動車等の運転禁止等）第十項において準用する場合を含む。）、第一百七条（免許証の返納等）第一項若しくは第三項、第一百七条の五（自動車等の運転禁止等）第五項若しくは第三項、第一百七条の十（国外運転免許証の返納等）第一項若しくは第二項の規定に違反した者（第一百十七条の五第二号に該当する者を除く。）

九の二（十）（略）  
2  
（略）

第一百二十二条の二 第百八条の三十二の二（運転免許取得者等教育の認定

十七 第百八条の三の四（自転車運転者講習の受講命令）の規定による公安委員会の命令に従わなかつた者

2  
（略）

第一百二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

一（八）（略）

九 第四十五条の二（高齢運転者等標章自動車の停車又は駐車の特例）第四項、第五十一条の二（違法駐車に対する措置）第十項、第五十二条の四（放置違反金）第二項、第六十三条（車両の検査等）第七項、第七十五条（自動車の使用者の義務等）第十一項（第七十五条の二（自動車の使用者の義務等）第三項において準用する場合を含む。）、第七十八条（許可の手続）第四項、第九十四条（免許証の記載事項の変更届出等）第一項、第一百三条の二（免許の効力の仮停止）第三項（第一百七条の五（自動車等の運転禁止等）第十項において準用する場合を含む。）、第一百七条（免許証の返納等）第一項若しくは第三項、第一百七条の五（自動車等の運転禁止等）第五項若しくは第三項、第一百七条の十（国外運転免許証の返納等）第一項若しくは第二項の規定に違反した者（第一百十七条の五第二号に該当する者を除く。）

九の二（十）（略）  
2  
（略）

第一百二十三条の二 第百八条の三十二の二（運転免許取得者等教育の認定

定) 第三項 (第一百八条の二十二の三 (運転免許取得者等検査の認定)) 第二項において準用する場合を含む。) の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

) 第三項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

別表第一 (第五十一条の四関係)

放置車両の態様の区分	放置車両の種類	放置違反金の限度額
第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の三第三項、第四十九条の四又は第七十五条の八第一項の規定に違反して駐車しているもの	(略)	(略)

別表第一 (第五十一条の四関係)

放置車両の態様の区分	放置車両の種類	放置違反金の限度額
第四十四条、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の三第三項、第四十九条の四又は第七十五条の八第一項の規定に違反して駐車しているもの	(略)	(略)

○ 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第百三十一号）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	（使用の制限及び禁止）	（使用の制限及び禁止）
第七条 国土交通大臣は、土砂等運搬大型自動車の運転者が、土砂等の運搬のための当該土砂等運搬大型自動車の運転に関し、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者に対し、六箇月以内の期間を定めて、土砂等運搬大型自動車の使用を制限し、又は禁止することができる。ただし、当該運転者に対し当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者については、この限りでない。	<p>第七条 国土交通大臣は、土砂等運搬大型自動車の運転者が、土砂等の運搬のための当該土砂等運搬大型自動車の運転に関し、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者に対し、六箇月以内の期間を定めて、土砂等運搬大型自動車の使用を制限し、又は禁止することができる。ただし、当該運転者に対し当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者については、この限りでない。</p>	

二 道路交通法第二百一十七条の二第一号、第二号若しくは第六号、第一百一十七条の二の二第一号、第三号若しくは第七号、第一百一十七条の四第一号の二又は第一百一十八条第一項第七号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。

三 （略）

二 道路交通法第二百一十七条の二第一号若しくは第三号、第一百一十七条の二の二第一号、第三号若しくは第七号、第一百一十七条の四第一号の二又は第一百一十八条第一項第七号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。

三 （略）

(道路交通法の規定の読み替え適用等)		
改 正 案		
現 行		
(略)	読み替える規定	読み替えられる字句
第七十五条第一項第 七号	自動車を離れて直ちに 運転することができな い状態にする行為（当 該行為により自動車が 第四十四条第一項、第 四十九条の三第三 四十五条第一項若しく 二項から第四項まで	第四十四条第一項、 第四十五条第一項若 しくは第二項、第四 十七条、第四十八条 第四十四条第一項、第 四十九条の三第三 四十五条第一項若しく ら第四項まで、第四
(略)	読み替える規定	読み替えられる字句
第七十五条第一項第 七号	自動車を離れて直ちに 運転することができな い状態にする行為（当 該行為により自動車が 第四十四条、第四十 五条第一項若しくは 第二項、第四十七条 十九条の三第二項か ら第四項まで、第四	第四十四条、第四十 五条第一項若しくは 第二項、第四十八条、第四 十九条の三第二項か ら第四項まで、第四



2 ～ 4  (略)	<p>離れて直ちに運転することができない状態にする行為（当該行為により車両が第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の三第三項、第四十九条の四若しくは第七十五条の八第一項の規定に違反して駐車することとなる場合のもの又は車両がこれら規定に違反して駐車している場合におけるものに限る。）に係るものに限る。</p>
------------------------	--

2 ～ 4  (略)	<p>離れて直ちに運転することができない状態にする行為（当該行為により車両が第第四十四条、第四十五条第一項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の三第三項、第四十九条の四若しくは第七十五条の八第一項の規定に違反して駐車することとなる場合のもの又は車両がこれら規定に違反して駐車している場合におけるものに限る。）に係るものに限る。</p>
------------------------	--

○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

（定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一〇二十七 （略）

二十八 交通安全特定事業 次に掲げる事業をいう。

イ （略）

ロ 違法駐車行為（道路交通法第五十一条の四第一項の違法駐車行為をいう。以下この号において同じ。）に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動その他の移動等円滑化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止のための事業

現 行

（定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一〇二十七 （略）

二十八 交通安全特定事業 次に掲げる事業をいう。

イ （略）

ロ 違法駐車行為（道路交通法第五十一条の二第一項の違法駐車行為をいう。以下この号において同じ。）に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動その他の移動等円滑化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止のための事業